

## 健康保険について

## ●公的健康保険制度のあらまし

私たちは、いつ、病気やけがに襲われるか分かりません。公的健康保険制度は、そうした場合に備えて日ごろからお金を出し合い、病気やけがなどをしたときに、その医療費に充てようという相互扶助を目的とした制度です。

## 【私的保険との違い】

- ①あらかじめ定められた健康保険に必ず加入しなければならない（強制加入）
- ②運営が国、地方自治体等の公的機関によって行われている
- ③保険給付の内容が法令により定められている

## 【公的健康保険の種類と加入者】

❖表2-1 / 「公的健康保険の種類と加入者の分類」を、ご覧ください。

## 国民健康保険に入る場合、やめる場合など

## ●国民健康保険に加入する方

国民健康保険は次に該当する方以外はすべての人が加入しなければなりません。

- ①職場の健康保険、または同種同業の従事者の国民健康保険組合のどちらかに加入している方と、その扶養家族
- ②後期高齢者医療制度加入者 **→P.44**
- ③生活保護を受けている方 **→P.57**  
**国保医療年金課資格係 ☎5742-6676**

## ●国民健康保険に入る場合、やめる場合

## ❖表2-2

**国保医療年金課資格係 ☎5742-6676**

## ●退職者医療制度について

長い間、会社や役所に勤め、厚生

年金などの被用者年金から年金を受けている方とその家族が医療を受けていた「退職者医療制度」は、医療制度改正により平成27年3月末で廃止となりました。

ただし、それまでに「退職被保険者証」を交付されている方は、65歳になるまで「退職者医療制度」の対象となります。

なお、自己負担割合は3割、6歳（義務教育就学前）までは2割です。  
**国保医療年金課資格係 ☎5742-6676**

## ●高齢受給者証の交付

70歳になった方には、高齢受給者証を誕生月の月末までに郵送で交付します。病院の窓口では保険証と一緒に提示してください。自己負担が受給者証に記載されている2割または

3割になります。（昭和19年4月1日までに出生された方は1割）

**国保医療年金課資格係 ☎5742-6676**

## 国民健康保険の保険料

## ●国民健康保険料の計算方法

保険料は世帯ごとに計算します。

- ①賦課基準額（賦課基準額とは、総所得金額等から33万円（基礎控除）を控除した金額）に応じてかかる額（所得割額）と加入しているすべての方にかかる額（均等割額）を合計したものが年間の保険料となります（30年度医療給付費分の最高限度額58万円、後期高齢者支援金分の最高限度額19万円）。
- ②加入世帯の中に40～64歳の方が

表2-1 公的健康保険の種類と加入者の分類

職域保険	【一般被用者保険】	.....	サラリーマンなど
	【特定被用者保険】	船員保険..... 船員 各種共済..... 国家(地方)公務員・私立学校教職員 (国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 私立学校教職員共済組合)	
地域保険	【国民健康保険組合】	.....	自営業者の方 (理容組合、土建組合など)
	【国民健康保険】	.....	上記の保険に加入されていない方 [各区市町村運営]
	後期高齢者医療制度	.....	75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方

表2-2 国民健康保険に入る場合、やめる場合（14日以内に届出てください）

	こんなときは	届出に必要なもの
入るとき	品川区に転入したとき	転出証明書※1
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書※1
	子どもが生まれたとき	保険証※1
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書※1
やめるとき	品川区から転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	保険証・職場の健康保険証
	死亡したとき	保険証※葬祭費の申請はP.28をご覧ください。
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書
そのほか	住所・氏名が変わったとき 世帯主が変わったとき 世帯が合併・分離したとき	保険証
外国人	入るとき	在留カード・特別永住者証明書※1,2

\*手続きの際には、世帯主および該当の方全員のマイナンバーの記入をお願いしますので、マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー記載の住民票等を持参してください。

\*代理人が申請する場合は委任状が必要です。

※1 新たに保険証の交付や再交付をすぐ受けたい場合は、本人確認のできるもの（運転免許証・パスポートなど）が必要です。

※2 外国人の方で在留資格が「特定活動」の方は活動内容確認のため、パスポートが必要です。

いる場合は、介護第2号被保険者となり、介護納付金分が加算されます（最高限度額16万円）。

●国民健康保険料のお支払いは口座振替が原則です。

保険料が年金から天引きされている方以外は、原則口座振替によるお支払いをお願いします。毎月支払いに行く手間が省け、支払い忘れの心配もありません。引き落とし日は、毎月月末です。（月末が休日の場合は翌営業日です）なお、特別な事情で口座振替ができない場合は、納付書でのお支払いをお願いします。

【手続きに必要なもの】

- ①通帳と通帳届出の印鑑
- ②国民健康保険の記号番号がわかるもの（保険料の通知書・納付書など）
- ③口座振替依頼書（区内の金融機関・ゆうちょ銀行の窓口にもあります）

【手続きの窓口】

口座をお持ちの金融機関・ゆうちょ銀行、国保医療年金課、各地域センター窓口へ提出、または国保医療年金課収納係まで郵送

国保医療年金課収納係 ☎5742-6678  
各地域センター →P.82～87

●納付書によるお支払い方法

一年分の保険料を10回に分けてお支払いいただきます。

納付書（6月期～翌年3月期）を年2回（6月と11月）送りますので、期限までに下記のいずれかの窓口でお支払いください（6月は一年分の全期前納納付書を同封します）。また、一定金額の年金を受けている世帯主の方は、一年分の保険料を6回に分けて、年金からお支払いいただきます。（一定の要件を満たす方は、口座振替に変更できます。）

【窓口】銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、納付書裏面に記載されているコンビニエンスストア、国保医療年金課、各地域センター

※携帯電話からのお支払い（モバイルレジ）も可能です。また、平成30年4月以降に発行された納付書は、クレジットカードやペイジーによる納付も可能です。

国保医療年金課収納係 ☎5742-6678  
各地域センター →P.82～87

■口座振替はペイジーで簡単に申込みできます

ペイジー口座振替受付サービスとは、国保医療年金課窓口を設置の専用端末機に対象となる金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の登録を行うことができます。届出印の押印が不要となり、申込みから登録手続き完了までの期間が大幅に短縮できます。

※手続きされるご本人名義のキャッシュカードをお持ちください。対象金融機関のみの取扱いとなりますので、詳しくはお問い合わせください。

●国民健康保険料の支払いに困りの方は

災害などで保険料を納めることが困難になったときは納期を延ばしたり、減額や免除をすることができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

国保医療年金課資格係 ☎5742-6676

●非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減について

雇用保険の一般被保険者が平成27年3月31日以降に非自発的に失業（失業時に64歳までの方）した場合、「雇用保険受給資格者証」で要件を確認し、保険料を軽減します。詳しくはお問い合わせください。

国保医療年金課資格係 ☎5742-6676

国民健康保険の給付

●国民健康保険の給付の内容と手続き

◆表2-3 →P.28

●高額療養費の支給等

医療機関に支払った医療費（差額ベッド代など健康保険が適用されないものは除きます）が自己負担限度額を超えたとき、その超えた額が高額療養費として後から支給されます。高額療養費の支給対象の方には、診療月から約3カ月後にお知らせおよび申請書が送付されます。

なお、入院・外来にかかる医療費については、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けることにより、医療機関への支払額が自己負担限度額までとなる制度があります。

また、高額な医療費の支払いに困っている方には、高額療養費の支給額に相当する額の9割を限度にお貸しする貸付制度もあります。

国保医療年金課給付係 ☎5742-6677  
高額療養費の貸付け →P.57

●レセプト（診療報酬明細書等）の開示申請ができる方

本人・遺族（父母・配偶者・子）。診療上支障が生じないことを医療機関に確認の上、開示します。

国保医療年金課給付係 ☎5742-6677

国民健康保険加入者のために

●国民健康保険加入者のための保養施設

皆さまの健康保持・増進のために各地の旅館と割引契約を行ってあります。ぜひご利用ください。

国保医療年金課保険事業係 ☎5742-6675  
国民健康保険の保養施設 →P.122

●国保基本健診

糖尿病などの生活習慣病予防のために、メタボリックシンドロームに着目した「国保基本健診」を年1回無料で行っています。

【対象者】40～74歳の品川区国民健康保険加入者（その他の健康保険に加入している方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。）

【実施時期】5月1日～1月末  
【持参するもの】受診券・保険証・問診票

国保医療年金課保健指導係 ☎5742-6902

●人間ドック受診助成事業

人間ドック受診にかかる費用を上限8,000円まで助成します（1年度に1回）。詳しくはお問い合わせください。

【対象者】同一年度内に国保基本健診を受診していない40歳以上の品川区国民健康保険加入者で、保険料を滞納していない方

国保医療年金課保険事業係 ☎5742-6675

表2-3 国民健康保険の給付の内容と手続き

こんなとき	給付内容	手続きに必要なものと窓口
病気のとき けがをしたとき 歯の治療	診療の際、医療費は下記の割合の負担となります。 ①6歳（義務教育就学前）までの被保険者 2割 ②6歳（義務教育就学後）以上70歳未満の被保険者 3割 ③70歳以上の被保険者 2割 ただし昭和19年4月1日までに出生された方は1割 現役並み所得者は3割	国保を取り扱っている病院、診療所等へ保険証・高齢受給者証（70～74歳の被保険者）を提出
旅先で急病などやむを得ない事情で 保険証を提出せず診療を受けたとき	保険で認められる医療費のうち、下記の割合を支給します。	支払った医療費の領収書およびレセプト（診療報酬明細書）
医者が必要と認めるマッサージ、はり、 きゅうの施術を受けたとき	①6歳（義務教育就学前）までの被保険者 8割 ②6歳（義務教育就学後）以上70歳未満の被保険者 7割	医師の同意書、施術内容明細書、 領収書
骨折、脱臼、打撲、ねんざで柔道整 復師の施術を受けたとき	③70歳以上の被保険者 昭和19年4月1日生まれまで9割 昭和19年4月2日以降生まれ8割 現役並み所得者は7割	施術内容明細書、領収書
コルセット、ギブスなど治療用装具 を作ったとき		医師の診断書（証明書）、代金の 領収書および明細書
海外旅行中などに国外で治療を受け たとき（治療目的の渡航は除く）	日本国内で認められている医療費の範囲内で保険者が認めた額	医師の診療内容明細書、領収明細 書、領収書、それぞれの日本語訳、 パスポート等（出入国がわかるもの）、 調査同意書
被保険者が出産したとき	出産育児一時金が出生児一人につき420,000円支給されます。妊娠4カ月（85日）以上であれば、流産・死産でも支給されます。  日本国内での出産 * 出産育児一時金を医療機関等への支払に当てる直接支払制度や受取代理制度のご利用が原則です。どちらも出産する医療機関等との合意が必要ですので詳細は医療機関等にお問合せください。 * これらの制度をご利用で出産費用が420,000円未満であった場合はその差額を世帯主にお支払します。差額申請に必要な書類については、右記担当までおたずねください。 * 直接支払制度や受取代理制度を利用しない場合は、出産後に申請してください。  海外での出産 * 海外での出産については直接支払制度や受取代理制度をご利用になれません。出産後に申請してください。	日本国内での出産 母子健康手帳、医療機関等と交わした合意書（直接支払同意の有無を記載したもの）、医療機関等発行の領収明細書、流産・死産の場合は医師の証明書（いずれも原本）  海外での出産 出産した方が日本に帰国してからの申請になります。必要書類については右記担当までおたずねください。
被保険者が亡くなったとき	葬儀を行った方に対して葬祭費70,000円が支給されます。	葬儀を行った方であることを証明できるもの（会葬ハガキ等）

それぞれの提出書類  
●保険証  
●印鑑  
●銀行などの預金通帳（原則は世帯主の方の口座。ただし葬祭費は葬儀を行った方の口座）をお持ちになって下記へおいでください。  
\* 時効は2年間です。詳細はおたずねください。  
  
区役所  
国保医療年金課  
給付係  
☎5742-6677

※医療費は保険診療を基準に算定した額です。  
※出産育児一時金については、一定の条件のもとで貸付制度があります。  
※出産育児一時金と葬祭費は、他の保険から給付される場合には国民健康保険からの給付ができません。

### 火曜延長窓口の開設

#### 〈開設日時〉

毎週火曜日17:00～19:00（祝日、年末・年始を除く）

#### 〈取扱事務〉

- ・国民健康保険料の納付
- ・口座振替の受付
- ・国民健康保険の滞納保険料の納付相談
- ・国民健康保険の資格取得・喪失・変更の届出
- ・国民健康保険料の賦課、減額・免除申請
- ・国民健康保険の保険証交付
- ・保険給付（出産育児一時金、葬祭費等）
- ・人間ドック受診助成事業受付
- ・国保基本健診、国保保健指導に関すること

### 日曜開庁

#### 〈開設日時〉

毎週日曜日8:30～17:00（年末・年始を除く）

#### 〈取扱事務〉

- ・国民健康保険資格取得・喪失・変更の届出
- ・国民健康保険証の交付
- ・国民健康保険料の納付
- ・口座振替の受付

## 年金について

## ●公的年金制度とは

わたしたちの公的年金制度は、相互扶助の精神のもとすべての国民が加入し保険料を納め、老後や障害者になった場合の生活安定を図ることを目的としています。

運営や給付は政府が責任を持ち、実際の業務は政府から委託を受けた日本年金機構がおこなっています。

## 【私的年金との違い】

- ①公的年金は必ず加入することになっています。
  - ②給付額は、物価の変動に対応しつつ、被保険者数や平均余命を金額に反映する「マクロ経済スライド制」をとっています。
  - ③老齢年金の給付は生涯続きます。障害年金の給付も、障害の改善がない限り、生涯続きます\*。
  - ④国民年金（基礎年金）給付額の50%は国庫から負担されており、私的年金に比べ手厚い保障が受けられます。
  - ⑤保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- \*保険料の納付を受給の前提としない制度である20歳前障害による障害基礎年金には、所得制限があります。

## ●国民年金とその種類

日本の公的年金には国民年金、厚生年金があります。

国民年金には20歳以上60歳未満の日本に住むすべての人が加入しなければなりません。

加入者は職業などにより、次の3種類に分けられます。

## ①第1号被保険者

自営業、自由業、学生、離職中の人など。加入等の手続きは区が窓口となります。保険料は加入者自身が納付します。

## ②第2号被保険者

厚生年金に加入している人。給与から拠出される年金保険料に国民年金（基礎年金）分が含まれています。

## ③第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。保険料は配偶者が加入している年金制度全体で負担しています。

**区の国民年金窓口では、3種類のうち、保険料を直接負担する第1号被保険者に関する諸手続きを受け付けます。**

## 相談

## ●国民年金（第1号被保険者）の相談

- ▽加入や脱退、種別の変更のこと
  - ▽保険料の免除・納付特例のこと
  - ▽海外在住や60歳を超えた方の加入について
  - ▽初診日が20歳前や国民年金第1号被保険者の時の障害年金の相談
- 国保医療年金課国民年金係 ☎5742-6683

## そのほかの年金などについての相談

- ▽国民年金第3号被保険者について
  - ▽厚生年金について
  - ▽保険料の納付について
  - ▽年金を受けることについて
  - ▽年金受給者が亡くなったときの手続きについて
  - ▽年金記録について
- 品川年金事務所 ☎3494-7831  
▽共済年金についてのお問い合わせ  
各共済組合へ

## 国民年金の届け

下記の場合は国民年金（第1号被保険者）に加入する必要があります。加入の届出は区で受け付けます。

- ①20歳到達時に厚生年金（公的年金）に入っていないとき
- ②20歳から60歳未満で国民年金第2号・第3号被保険者でなくなったとき

❖表3-1 →P.30  
国保医療年金課国民年金係 ☎5742-6683  
♻印の各地域センター →P.82～87

## 国民年金の保険料

## ●保険料について（第1号被保険者）

納付書は年1回、日本年金機構から送られます。お近くの取扱金融機関・コンビニエンスストアなどで納めてください。また、クレジットカード等による納付もできます。納めていない期間が多いと、「障害基礎年金」や将来「老齢基礎年金」などが受けられなくなる場合があります。

30年度の保険料は、月額16,340円です。

また、保険料が割引になる前納制度や、便利な口座振替制度があります。

品川年金事務所 ☎3494-7831

図 国民年金の種類と加入者

国民年金（基礎年金）		
自営業者・学生など	会社員・公務員等	第2号被保険者の被扶養配偶者
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者

表3-1 国民年金第1号被保険者関係の届出

こんなとき	届出に必要なもの	備考	受付窓口
20歳になったとき	日本年金機構から送られた加入届	加入届がない場合は、国保医療年金課国民年金係にご相談ください。	国保医療年金課 国民年金係 ☎の各地域センター
厚生年金や共済組合等に加入していた会社等を辞めたとき	・年金手帳 ・退職日の確認できる書類(離職票など) ・第3号被保険者がいる場合は配偶者の年金手帳	離職票などの書類がない場合は、勤めていた事業所の名前、電話番号、退職年月日などをお聞かせします。	
海外から日本へ戻ったとき	・年金手帳 ・パスポート	第2号、3号被保険者を除く	
会社員等の被扶養配偶者でなくなったとき	・年金手帳 ・扶養でなくなった日を確認できる書類	確認できる書類がない場合は、配偶者の勤務先の電話番号などをお聞かせします。	
付加年金に加入するとき	年金手帳	国民年金基金加入者を除く	
保険料の免除・納付猶予・学生納付特例	年金手帳など ※学生納付特例は学生証も必要です。また、離職票・所得証明書が必要な場合もあります。	申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請することができます。	国保医療年金課 国民年金係 ※地域センターでは受付できません
老齢基礎年金、障害基礎年金を請求するとき	年金手帳、預金通帳、住民票、マイナンバーが確認できるものなど(詳しくはご相談ください)	老齢基礎年金の請求は年金の記録がすべて、国民年金第1号被保険者の方のみです。	

※代理の方が届出される時は印鑑と委任状が必要です。ご本人確認できるものをご持参ください。  
 ※加入者または受給者が死亡したときは、ご相談ください。

### 老齢基礎年金の受給資格と年金額の仕組み

●年金を受給するには、保険料納付・免除期間・厚生年金等の加入期間などを合算して最低10年(120月)以上が必要です。

ただし昭和61年3月以前にサラリーマンの妻だった場合など、10年に足りない場合、それに合算できる期間があります。

20～60歳になるまでの40年間保険料を納めると満額の年金(平成30年度は779,300円)を受け取れます。

●国民年金額の計算式は次のとおりです。(厚生年金等の金額は個人によって異なります。)

$$779,300円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \left( \frac{\text{保険料全額免除月数}}{2} \right) + \left( \frac{\text{保険料注1}}{\text{一部納付月数}} \times A \text{注2} \right)}{480月(40年)}$$

注1: 一部納付が前提

$$\text{付加年金} = 200円 \times \text{付加保険料を納めた月数}$$

注2

- $\frac{1}{4}$  納付した期間 → Aは  $\frac{5}{8}$
- $\frac{3}{4}$  納付した期間 → Aは  $\frac{3}{4}$
- $\frac{3}{4}$  納付した期間 → Aは  $\frac{7}{8}$

※平成21年4月以前の保険料免除期間については  
 ・全額免除月数×1/3                      ・半額納付した月数×2/3  
 ・1/4納付した月数×1/2                  ・3/4納付した月数×5/6      で計算されます。

- 60歳に近づいたら、年金事務所で年金記録を再確認してください。
- 平成18年4月より、65歳以上で障害基礎年金と老齢厚生年金の受給権のある方、障害基礎年金と遺族厚生年金の受給権のある方の併給ができるようになりました。
- 年金は早くもらうこともできますが、減額されます。

60～64歳の間は、受給開始年齢に応じて、減額された年金を受けることもできます。(受給率は70～99.5%です)  
 ただし、一度受給してしまうと、減額された受給率は生涯同率です。そして、60～64歳の間に重い障害をもって障害基礎年金を請求することができないなど条件があります。  
 また、66歳以降に請求して増額した年金を受け取ることもできます。

### ●納付に関する電話連絡・戸別訪問

法律に基づき、日本年金機構が委託した民間業者が、お支払いが遅れている方に電話・文書・戸別訪問による納付の案内をおこなっています。

ご不明な点がありましたら、品川年金事務所までお問い合わせください。

**品川年金事務所** ☎3494-7831

### ●保険料の支払いにお困りの方は

保険料を納めることが困難な方は本人・配偶者・世帯主の前年中の所得により全額免除、一部免除の制度が利用できます。また失業や罹災した方の所得は審査対象にしないという「特例免除」の制度もあります。納めないまま放置せず、ご相談ください。さらに、障害基礎年金や生活保護を受けている方は保険料が免除となりますので、届けてください。

**国保医療年金課国民年金係**  
☎5742-6682

### ●学生の納付特例制度

大学、大学院、短期大学、専修学校、各種学校、高等学校、高等専門学校等の学生・生徒については、次の要件に該当した場合、申請して承認を受ければ保険料の納付が猶予されます。ご相談ください。

(1) 学生本人の前年の所得が118万円以下であるとき

※学生に扶養親族があればその人数に応じて所得制限が緩和されます。

(2) 在学期間が1年以上あるとき

**国保医療年金課国民年金係**  
☎5742-6682

### ●納付猶予制度

50歳未満(学生を除く)で本人および配偶者の所得が一定以下の場合、世帯主の所得にかかわらず、申請して承認されれば保険料の納付が猶予される制度があります。

※平成28年7月に対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

**国保医療年金課国民年金係**  
☎5742-6682

### ●追納について

免除・学生納付特例・納付猶予で、

免除・猶予された保険料は最大10年間さかのぼって納められます。ただし、3年目からは加算金がつきます。

品川年金事務所 ☎3494-7831

## 国民年金（基礎年金）の給付

### ●国民年金（基礎年金）の給付

国民年金（基礎年金）の給付の種類は、表3-2のとおりです。

請求にあたってはご相談ください。

#### ❖表3-2

### 国民医療年金課国民年金係

☎5742-6683

### ●老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方が受けるもので全額国の負担で支払われる年金です。本人や配偶者、扶養義務者に一定以上の所得があるとき、また本人が他の公的年金を受

けているときには、支払いの停止があります。

### 国民医療年金課国民年金係

☎5742-6683

### ●年金受給者の届出

年金を受給している方が提出しなくてはならない書類は、日本年金機構から受給者の方に送付されます。

#### 【生計維持確認届】

加給年金を受給している方

#### 【障害状態確認届】

障害年金を受給している方で、障害の程度の確認のために「診断書」の提出が必要な場合

#### 【所得状況届】

20歳前障害による障害基礎年金を受給している方

#### 【現況届】

年金受給者が毎年誕生月に出していた現況届は、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）活用により現在

では原則不要になっています。

ただし、以下に該当する方は誕生月に現況届を提出してください。

- ①住民基本台帳ネットワークで、住民票コードが確認できない方
- ②海外に居住している方

### ●年金受給者が亡くなった場合

年金を受給していた方が亡くなったときは、戸籍の「死亡届」とは別に届出が必要な場合があります。

詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

品川年金事務所 ☎3494-7831

## 特別障害給付金

次のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害のある方に支給されます。

- (1) 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
  - (2) 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった、厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者
- 支給月額（30年度）／1級=51,650円  
2級=41,320円

※所得により支給制限があります。  
※年金および手当を受給されている場合は、一部支給制限があります。

### 国民医療年金課国民年金係

☎5742-6683

## 年金そのほか

### ●国民年金基金

自営業などの方が老齢基礎年金に上乘せして、より多くの年金を受けるための年金制度です。支払った保険料は、全額社会保険料控除となる有利な制度です。

### 東京都国民年金基金

フリーダイヤル 0120-65-4192  
☎5285-8800

### ●年金担保融資

年金受給者の方は、年金を担保に生活資金等が借りられます。

下記にお問い合わせください。

### 独立行政法人福祉医療機構

☎3438-0224

表3-2 国民年金（基礎年金）の給付の種類

種類	給付の条件	給付額（30年度額）
基礎年金	老齢基礎年金 保険料を10～40年間納めた方が65歳になったとき（免除になった期間も、受給資格期間に含まれます）	40年間納付で 779,300円（満額） 保険料納付期間が加入可能年数に満たないときは比率で減額
	障害基礎年金 病気やけがで障害者になった加入者が加入期間のうち、初診日の前々月までに3分の2以上の保険料納付が免除を受けた期間があるとき。または、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないとき（平成38年3月までの特例）。20歳前からの障害者に対しても支給（所得制限等あり）	1級 974,125円 2級 779,300円 上記の額に子の加算額を加えた額
	遺族基礎年金 子のある配偶者または子に支給死亡された方が、死亡日の前々月までに3分の2以上の保険料納付が、免除を受けた期間があるとき。または、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないとき（平成38年3月までの特例）	1,003,600円（配偶者が受給、子が1人のとき） 子が2人以上のときは、上記の金額に子の加算額を加えた額
第1号被保険者の遺族が受給できる年金等	寡婦年金 第1号被保険者としての保険料納付および免除期間が10年以上ある夫が基礎年金を受給せずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳までの間支給	夫が受けられた老齢基礎年金額の4分の3
	死亡一時金 保険料を3年以上納めた人が基礎年金を受けずに死亡したとき	保険料納付月数により 120,000円～ 328,500円

※子は18歳になった年度末までであること（障害がある場合は20歳未満）。

子の加算額 子が2人目まで、1人につき224,300円 3人目以降は1人につき74,800円を加算。

※S.16.4.1.以前生まれの方は、満額の年金を受けるのに必要な納付期間に特例措置があります。

※年金給付を受ける権利は5年、死亡一時金を受ける権利は2年で時効により消滅します。

※平成23年4月から、障害基礎年金の受給権発生後に子が生まれ、生計維持している場合にも、届出をすることにより子の加算がつくことになりました。

### ●年金記録等の確認

#### ねんきん定期便

毎年誕生月に年金の記録等が記された「ねんきん定期便」が送られます。記録を再度確認してください。

#### 年金記録の問い合わせ先

- ・年金事務所の年金相談窓口
- ・「ねんきん定期便専用ダイヤル」  
☎0570-058-555
- ・<http://www.nenkin.go.jp>（インターネット）

品川年金事務所 ☎3494-7831

### ●火曜延長窓口の開設

昼間忙しい方が、国民年金の届出などができるように国保医療年金課国民年金係では、火曜延長窓口を開設しています。

#### 【開設日時】

毎週火曜日17:00～19:00（祝日、年末・年始を除く）

#### 【取扱事務】

- ・国民年金第1号被保険者に関する届出
- ・国民年金保険料の免除・学生納付特例・納付猶予申請

### ●年金分割について

離婚後2年以内に請求手続きが必要です。

品川年金事務所へご相談ください。

品川年金事務所 ☎3494-7831

## 税金について

## ●品川区の税の窓口

区の財政を支えているのは区民の皆さんが納めている税金です。区では、この税金をもとに広範囲にわたる住民サービスを実施し、快適な生活が送れるよう努力しています。

税金についてのご相談に応じています。

❖表4-1

## 特別区民税・都民税

## ●特別区民税・都民税(個人分)の申告

特別区民税と都民税を合わせて、一般に住民税と呼んでいます。

## 【住民税が課税される方】

- 1月1日現在、区内に住所がある方の前年1月1日～12月31日の所得に対して課税されます。退職などにより、本年の収入が減っても、住民税は前年の収入により計算されます。
- 区内に住所がなくても、区内に事業所・事務所・家屋敷がある方には、均等割として5,000円が課税されます。

## 【申告をしなければならない方】

- 前年中に所得がある方。  
ただし、次の方を除きます。
  - 給与収入のみで毎月給与から住民税を納めている方
  - 税務署に確定申告をした方
  - 生活扶助を受けている方
 障害基礎年金や遺族年金、雇用保険の失業保険給付金は住民税の対象になりません。
- 前年中に所得がなくても、国民健康保険、国民年金、児童手当などで税の証明を必要とする方。

## 【申告の期間】

平成31年2月18日～平成31年3月15日  
申告をするときは、次のものを持参

してください。

- ①給与や公的年金等の源泉徴収票
- ②社会保険料や生命保険料、地震保険料の領収書または控除証明書
- ③印鑑
- ④本人確認資料

※平成29年度(平成28年分)の申告からは、申告書にマイナンバーの記入が必要となりました。

税務課課税担当 ☎5742-6663～6

## ●特別区民税・都民税(個人分)の納付

自分で納付する方と年金支給額から差し引いて納入する方へは、6月に納税通知書が郵送されます。会社が給与から引いて納入する方へは、会社を通じて5月に税額通知書をお渡しします。どちらの通知書にも所得・控除・税額等が記載されています。

## 【納期限】

6月・8月・10月・翌年1月の計4回、各月末までに納めてください。ただし会社などへお勤めの方で毎月給料から差し引かれている場合は、会社などから翌月10日までに納入されます。また、年金から差し引かれている場合は、日本年金機構などから年金支給月(偶数月)の翌月10日までに納入されます。なお、会社などを途中で退職した場合は自分で納めることになります。

## 【納付場所】 ❖表4-1

税務課収納管理係 ☎5742-6669

## 表4-1 納税の窓口

主な税金	問い合わせ	納付場所
特別区民税・都民税(個人分) 軽自動車税	●税金の課税内容については区役所税務課課税担当 ●税の納め方については区役所税務課納税相談担当	金融機関 郵便局 区役所税務課 各地域センター コンビニエンスストア等
固定資産税・都市計画税 不動産取得税 自動車税 自動車取得税	事業税(法人・個人) 事業所税 都民税・市町村民税(法人分)	品川都税事務所 (区役所本庁舎2階) ☎3774-6666(代)
復興特別所得税 所得税 相続税 贈与税	法人税 地方消費税 消費税	品川税務署 ☎3443-4171 港区高輪3-13-22 荏原税務署 ☎3783-5371 中延1-1-5
		金融機関 郵便局 品川税務署 (品川税務署管内に限る) 荏原税務署 (荏原税務署管内に限る) コンビニエンスストア

※コンビニでの納付は、金額30万円以下で、納付書に記載されている場所に限りです。  
※モバイルレジでの納付もできます。(特別区民税・都民税(個人分)、軽自動車税)

## 軽自動車税

## ●軽自動車税の申告と届出

軽自動車税は、4月1日に原動機付自転車(バイク)・軽自動車等を持っている方に、毎年課税される税金です。4月2日以降に車両を人に譲ったり、廃棄をしても、その年の軽自動車税は課税されます。

## 【バイク、軽自動車についての届出】

購入などによる登録、廃棄や譲渡、盗難による廃車、または転居によるナンバー変更の場合には届出が必要です。車種により届出をするところが異なりますので、該当する窓口にお問い合わせください。

❖表4-2 ➔P.34

## ●軽自動車税の納付

## 【納期限】

5月末日

## 【納付場所】

❖表4-1

## 【税の減免】

障害のある方等が所有する車の軽自動車税について、減免を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## ●仮ナンバー(臨時運行許可)の申請

車検切れの自動車の検査を受けるため、運輸支局などへ回送する仮ナンバー(臨時運行許可)の申請を受付けています。詳しくはお問い合わせください。

税務課軽自動車税担当 ☎5742-6667

# 納 税

表4-2 軽自動車税の申告と届出

車 種	申告、届出先
125cc以下の原付バイク、 小型特殊自動車	区役所税務課 ☎5742-6667 ※登録・廃車の届出は平日のみ →P.7
126cc以上のオートバイ	関東運輸局東京運輸支局 品川区東大井1-12-17(案内) ☎050-5540-2030
軽三輪 軽四輪(乗用・貨物)	軽自動車検査協会 ☎050-3816-3100 港区港南3-3-7

表4-3 納税および申告の時期

	区税	都税	国税
5月	軽自動車税納期 4/1現在の所有者に課税	自動車税納期	—
6月	特別区民税・都民税(個人分) 第1期納期	固定資産税・都市計画税 第1期納期	—
7月	—	—	所得税予定納税 第1期納期
8月	特別区民税・都民税(個人分) 第2期納期	個人事業税 第1期納期	—
9月	—	固定資産税・都市計画税 第2期納期	—
10月	特別区民税・都民税(個人分) 第3期納期	—	—
11月	—	個人事業税 第2期納期	所得税予定納税 第2期納期
12月	—	固定資産税・都市計画税 第3期納期	—
1月	特別区民税・都民税(個人分) 第4期納期	固定資産税の償却資産・ 住宅用地等の申告	—
2月	—	固定資産税・都市計画税 第4期納期	贈与税の申告納付 2/1~3/15
3月	特別区民税・都民税(個人分) 申告3/15まで	個人事業税の申告 3/15まで 事業所税(個人)の申告 3/15まで	所得税の確定申告、申告 納付 2/16~3/15 消費税(個人事業主)の 申告納付 3/31まで
毎月	特別区民税・都民税(個人分) 特別徴収 6月分納期~5月分納期	—	所得税の源泉徴収
その他	軽自動車税の申告 随時	事業年度終了後から2カ月以内の申告納付 法人事業税 都民税・市町村民税(法人分) 事業所税(法人) 不動産取得税…納税通知書に 記載してある日 自動車取得税…登録時	消費税(法人)の申告納付 法人税の申告納付 相続税については税務署 にお問い合わせください。

※申告納付とは、自分で納める税額を計算し、申告して納めることをいいます。

表4-4 税金の証明書

証明書の種類	発行窓口	備 考
特別区民税・都民税の 納税証明書、課税証明 書、非課税証明書	●コンビニエンスストア →P.23	[必要なもの] マイナンバーカード
	●区役所税務課 ☎5742-6662 ●各地域センター →P.82~87	[必要なもの] 本人の場合は本人確認書 類(運転免許証等の顔写 真付官公署発行のものは 1点、健康保険証、年金手 帳その他のものは2点) 代理人の場合は、委任状 と代理人の本人確認書類
軽自動車税納税証明書	●区役所税務課 ☎5742-6667	[手数料] 1件200円
都税の納税(課税)証明 書、固定資産評価証明 書、固定資産物件証明、固定 資産関係証明、その他	●品川都税事務所 (区役所本庁舎2階) →P.7 ☎3774-6666(代)	—
納税証明書(その1・納 税額用)、(その2・所 得金額用)、その他	●品川税務署 ☎3443-4171 港区高輪3-13-22	[管轄地域町名] 北品川 東品川 南品川 西品川 広町 上大崎 大崎 東五反田 西五反田 大井 東大井 南大井 西大井 勝島 八潮 東八潮
	●荏原税務署 ☎3783-5371 中延1-1-5	[管轄地域町名] 小山台 小山 荏原 平塚 旗の台 中延 東中延 西中延 戸越 豊町 二葉

## ●納税の窓口

❖表4-1 →P.33

## ●納税の時期

❖表4-3

## ●税金の支払いについて

### [税金の口座振替]

特別区民税・都民税の普通徴収は、預金口座から自動的に振替納付することができます。納め忘れがなく、安心です。申し込み用紙は税務課から郵送しています。

また、納税通知書に口座振替申込書を同封していますので、ご利用ください。

その他、クレジットカード・ATM・ネットバンキングなども利用できます。詳しくはお問い合わせください。

### [延滞金]

納期限を過ぎた税金には、「延滞金」が加算されます。

税務課収納管理係 ☎5742-6669

### [税金の支払いにお困りの方は]

生活状態の急激な変化などで現在、税金を納めることがむずかしい方は、納付方法などについてお気軽にご相談ください。

税務課納税相談担当 ☎5742-6671~3

## 税金の証明書

税金の証明書を発行します。

❖表4-4

### 火曜延長窓口の開設

昼間忙しい方が、住民税の納付や納付相談などができるように、火曜延長窓口を開設しています。

#### 〈開設日時〉

毎週火曜日17:00~19:00(祝日、年末・年始を除く)

#### 〈取扱事務〉

- ・特別区民税・都民税および軽自動車税の収納・納付相談
- ・特別区民税・都民税の納税・課税・非課税証明書の発行
- ・住民税の申告
- ・125cc以下のバイク、小型特殊自動車の申告と届出

## 妊娠・出産

## ●妊娠したときは

妊娠の診断を受けたときは「妊娠届」を提出してください。「母子健康手帳」「妊婦健康診査受診票」「いきいきあんしん子育てガイド」などを交付します。届出書は各窓口にあります。  
**健康課保健衛生係 ☎5742-6745**  
**♣印の各地域センター →P.82～87**  
**各保健センター →P.88**

## ●妊娠中の健康診査

都内の契約医療機関に、「妊婦健康診査受診票」を持参し、受診票に記載された検査を受けた場合、検査費用の助成が受けられます。「超音波検査受診票」、「子宮頸がん受診票」も同様に、検査費用の助成が受けられます。また、里帰り等で受診票が使用できない医療機関に通院した場合、健診料を助成します（回数、金額の制限があります）。

歯科健診は区内契約歯科医院で1回無料で受けられます。また、出産から1年以内の方への歯科健診も実施しています。

**健康課保健衛生係 ☎5742-6745**

## ●妊娠高血圧症候群などの入院医療費の助成

妊娠による高血圧症候群・糖尿病・貧血などの方は、入院医療費の助成が受けられます（所得等制限あり）。

**各保健センター →P.88**

## ●マタニティクラス・二人で子育て

初産の方を対象に、妊娠・出産・育児について学ぶ「マタニティクラス（母親学級）」・「二人で子育て（両親学級）」を開催しています（予約制）（無料）。

**[マタニティクラス]**

**各保健センター →P.88**

**[二人で子育て]**

**ポピンズ ☎3447-5826**

## ●出産費用の援助

国民健康保険の給付として「出産育児一時金」があります。 →P.28

**国保医療年金課給付係 ☎5742-6677**

低所得などで、出産費用の支払いが困難な妊産婦の方のための「入院助産」の相談をお受けしています。

**子ども家庭支援課ひとり親相談担当**

**☎5742-6589**

## ●すくすく赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたご家庭に助産

師、保健師、児童センター職員などが育児相談やアドバイスによる育児不安の解消や身近な育児情報をお伝えに伺います。赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳と同時に届出したハガキ「出生通知票」をお送りください。  
 期間：生後4カ月まで

**健康課保健衛生係 ☎5742-6745**

訪問に関する問い合わせは各保健センターへ

**→P.88**

## ●不妊治療の医療費助成

一般・特定不妊治療にかかった医療費の一部を助成します。

表5-1 予防接種

	種類	通知時期	方法		備考
定期予防接種	四種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ	1期 初回	生後2カ月	生後3カ月から20～56日の間隔で3回	
		追加	満1歳	1期初回完了後 6カ月以上の間隔をあけて1回	
	DT (ジフテリア・破傷風)	2期	満11歳	1回	13歳になる前日までに
	MR (麻しん・風しん混合)	1期	満1歳	1回	2歳になる前日までに
		2期	小学校就学 1年前の4月	1回	小学校に入る前年度の 3月31日までに
	水痘		満1歳	3カ月以上の間隔をあけて3歳になる 前日までに2回	
	日本脳炎	1期 初回	満3歳	2回	H8.4.2からH19.4.1 生まれの方は特別対象 者です。20歳の前日 まで公費で接種できま す。詳しくはお問い合 わせください
		1期 追加	満4歳	1回	
		2期	満9歳	1回	
	Hib	1期 初回	生後2カ月	①開始日2～6カ月・3回(12カ月まで) ②開始日7カ月～1歳未満・2回(12カ月まで) ③開始日1歳以上5歳未満・1回のみ	
		追加	満1歳	①②の方 1期初回完了後 7～13カ月の間に1回	
	小児用肺炎球菌	1期 初回	生後2カ月	①開始日2～6カ月・3回(24カ月まで) ②開始日7カ月～1歳未満・2回(24カ月まで) ③開始日1歳(60日以上の間隔で2回) ④開始日2歳以上5歳未満・1回	
追加		満1歳	①②の方 60日以上あけて1期初回完了後に1回		
B型肝炎		生後2カ月	3回	27日以上の間隔を あけて2回接種し、 1回目接種から139 日以上あけて3回目	
BCG	乳児	生後5カ月	満1歳になる前日まで 1回		
ヒトパピローマウイルス 感染症 *1		7年生 (中学1年生)	3回		
任意予防接種(有料)*2	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	1歳から4歳になる前日までに、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の予防接種を受ける場合に3,000円の助成をします。(1回のみ)			
	MR *3 (麻しん・風しん混合)	2歳から19歳未満で、定期予防接種を受けられなかった方へ、予防接種を受ける場合に接種費用を全額助成します。(1回のみ)			
	ロタウイルス	生後6週から24週(32週) 0日までにロタウイルスの予防接種を受ける場合に7,000円の助成をします。(2回まで) *4			

\*1 接種を希望される方は、保健予防課へお問い合わせください。

\*2 区内契約医療機関で接種し、助成金額を差し引いた予防接種料金をお支払いください。

\*3 MRをご希望の方は、母子手帳をご持参のうえ保健予防課または保健センターまで接種票を取りにお越しください。

\*4 ロタリックスは生後6週から24週まで、ロタテックは生後6週から32週までの方が対象です。

【一般】かかった医療費の自己負担額（上限5万円）

【特定】都へ特定不妊治療費助成を申請した額から、都の助成額を差し引いた額（治療ステージにより上限5万円か2万5千円）

※それぞれ支給要件があります。

**健康課保健衛生係 ☎5742-6745**

●しながわネウボラネットワーク

ネウボラとは「アドバイスする場所」という意味で、妊娠・出産・育児の切れない支援をすすめていきます。

●妊娠期からの相談事業

妊産婦ネウボラ相談員（助産師・保健師）が保健センターで面談を行い、地域の母子保健情報・子育て情報を紹介します。初回面談後にお祝い品（育児用品カタログギフト）を贈呈します。住所を管轄する保健センターに電話でご予約ください。

**各保健センターへ ➔P.88**

（保健センターに来所が困難な方は、区役所健康課保健衛生係で母子手帳交付時に面談することもできます。予約不可。）

●産後ケア（訪問型）事業

乳房トラブルや授乳などに不安のある母子（産後6カ月未満まで）を対象に、助産師がご家庭に訪問し、授乳指導や乳房ケアなどを行います。産婦1人につき1回までのご利用とな

ります。（所得に応じて自己負担金があります）

**産後ケア訪問型受付  
（東京医療保健大学）☎5421-2081  
事業に関する問い合わせは  
品川保健センターへ ➔p.88**

●産後ケア（日帰り型）事業

産後の母体管理やリフレッシュする機会をご提供し、育児や授乳の具体的な方法のご相談に助産師等が応じます。

1日1組、産後4カ月未満の母親と赤ちゃんが対象です。（所得に応じて自己負担金があります）

**産後ケア日帰り型受付  
（東京医療保健大学）☎5421-2081  
事業に関する問い合わせは  
荏原保健センターへ ➔P.88**

●産後ケア（宿泊型）事業

家族などから育児や家事などの支援が得られにくく、体調不良や育児に不安のある初産の母子（産後2カ月まで）を対象に指定医療機関に宿泊して産後の母体や乳児のケアや育児相談、授乳指導を行います。（所得に応じて自己負担があります）

**各保健センター ➔P.88**

●電話授乳相談

授乳や産後の体調のことなどについて助産師が電話にて相談に応じます。

電話相談受付

（東京医療保健大学）☎5421-2083

●子育てネウボラ相談員

保健師、看護師、保育士などが「子育てネウボラ相談員」として子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介をします。実施児童センターに電話か直接来館の上ご予約ください。

**【実施場所】**

**児童センター（5か所） ➔P.105**

育 児

●子どもすこやか医療費助成

中学3年生修了（15歳到達後最初の3月31日）までの子どもに、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。

申請された方には申請日から有効の医療証を交付しますので、都内の医療機関の窓口には保険証と併せて提示してください。

**子ども家庭支援課医療助成係 ☎5742-9174**

●乳幼児健康診査

4カ月児・1歳6カ月児・3歳児健康診査・2歳児歯科健診を各保健センターで実施します。対象者には、個別に通知します。

6カ月児・9カ月児の健康診査は都内の契約医療機関に委託し無料で実

表5-2 児童に関する手当

（平成30年4月現在）

種類		支給要件	手当月額
国の制度	児童手当	中学3年生（15歳到達後最初の3月31日）までの児童（所得制限あり）	・0歳～3歳未満 15,000円 ・3歳～小学校修了第1,2子 10,000円 ・第3子以降 15,000円 ・中学生 10,000円 ・所得制限以上 5,000円
	児童育成手当	次のいずれかの状態にある18歳に達した年度末までの児童を養育している場合 1. 離婚、死亡、遺棄等で父または母がいない 2. 父または母に重度の障害がある（所得制限あり）	児童1人につき13,500円
区の制度	障害手当	20歳未満で次のいずれかに該当する児童を養育している場合 1. 「愛の手帳」1～3程度 2. 「身体障害者手帳」1・2級程度 3. 脳性マヒ、進行性筋萎縮症（所得制限あり）	児童1人につき15,500円
国の制度	児童扶養手当*	18歳に達した年度末までの児童（20歳未満で中度以上の障害児を含む）で次のいずれかの状態に該当する児童を養育している場合 1. 離婚、死亡、遺棄等で父または母がいない 2. 父または母に重度の障害がある（所得制限あり）	児童1人42,500円から10,030円 児童2人目10,040円から5,020円加算 3人目以降1人につき6,020円から3,010円加算
	特別児童扶養手当*	20歳未満で次のいずれかに該当する児童を養育している場合 1. 「愛の手帳」1～3程度（含む精神障害） 2. 「身体障害者手帳」1～3級程度（含む内部障害）、下肢4級の一部（所得制限あり）	重度 51,700円 中度 34,430円

\*制度改革が行われた場合、改正後に準じ実施します。

施します。受診票は4カ月健診時にお渡しします。

**各保健センター** →P.88

●未熟児の養育医療費の助成

出生時の体重が少ない(2,000g以下の)場合や強い黄疸があるなどで、入院養育をしなければならない場合は、医療費について助成が受けられます(所得に応じて自己負担金があります)。

**各保健センター** →P.88

●小児の慢性疾患の医療費の助成

小児がん、慢性じん疾患、こう原病、呼吸器疾患、心臓疾患、内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患免疫疾患、神経、筋疾患、慢性消化器疾患、皮膚疾患などにかかっている18歳未満のお子さんの医療費について助成が受けられます。

**各保健センター** →P.88

●予防接種

❖表5-1 →P.35

**保健所保健予防課** ☎5742-9152

手 当

●児童に関する手当

各種手当はそれぞれ支給要件等が異なります。❖表5-2 →P.36

**子ども家庭支援課児童手当係** ☎5742-6721

**子ども家庭支援課医療助成係** ☎5742-9174

保育(幼児教育)

●保育園への入園

保護者が働いていたり、病気などで保育を必要とする場合、乳幼児を預かる施設です。延長保育もあります。

基本開園時間 7:30~18:30

**保育課入園相談係** ☎5742-6725

**区立・私立保育所** →P.101~103

●認定こども園(幼児教育部門)

認定こども園4園では、認可保育園としての受け入れの他に、4、5歳児を対象に保護者の就労等の入園要件を問わない短時間保育の受け入れを行っています。→P.101

・基本保育時間 9:00~14:00  
・預かり保育(保護者の就労等要件) 7:30~19:30  
(基本保育時間を除く)

●地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度により、新たに区の認可事業として制度化された事業です。現在、3歳未満児を対象に、以下の事業を実施しています。

●家庭的保育事業

定数5名以下の少人数で家庭的な雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施します。

●小規模保育事業

定員6~19名と比較的小規模な環境で、家庭的保育事業に近い雰囲気の中で保育を実施します。

●居宅訪問型保育事業

障害・疾病等で個別のケアが必要な場合などに保護者の自宅で1対1で保育を実施します。

**保育課入園相談係** ☎5742-6725

●認証保育所

各施設へお申し込みください。

**各認証保育所** →P.126

●休日・年末・病後児保育

休日や年末に保護者が就労のため保育できない場合、また、病後児保育ではお子さんが病気回復期で集団保育が困難な場合にお預かりします(月齢等による制限あり)。

(区立) **保育課施設・運営係** ☎5742-6724

(私立) **保育支援課私立支援係** ☎5742-6723

●病児保育

お子さんが病気の時、保護者の方がどうしても仕事を休めない場合、医療機関併設の保育室でお預かりします。

**保育課施設・運営係** ☎5742-6724

**病児保育チャイルドサント** ☎5725-8573

●一時保育

保護者が出産や病気などで、一時的に保育できなくなったとき、お子さんを公立保育園でお預かりします。

**保育課入園相談係** ☎5742-6725

●生活支援型一時保育

『オアシスルーム』

在宅で子育てしている方が通院・

買い物・カルチャースクールなどでリフレッシュする間、お子さんを下記実施場所内の保育室でお預かりします。  
実施場所:伊藤児童センター、小関児童センター、東五反田児童センター、西中延児童センター、荏原保健センター、北品川児童センター、ぷりすくーる西五反田、北品川第二保育園内、ものづくり創造センター・品川区役所第三庁舎内

**保育支援課開設・計画担当** ☎5742-6039

**実施場所** →P.88・101・103・105

●保育体験事業

親子で保育園体験してみませんか?妊産婦の方も参加していただけます。全区立保育園(区立民営保育園を除く)で実施しています。日程等の詳細は各保育園にお問い合わせください。また、子育て相談は随時お受けします。

**各区立保育園** →P.101・103

**保育課施設・運営係** ☎5742-6724

●地域交流室(ポップンルーム)

在宅子育て中の乳幼児の親子が自由に遊べるよう、一室を開放しています。実施園:荏原保健センター内、北品川第二保育園内

**保育支援課開設・計画担当** ☎5742-6039

子どもに関する相談

●子どもについての全般的な相談

18歳未満のお子さんの成長にともなって生じてくる養育上のこと、しつけ、身体や精神の発達などについて、相談に応じています。

**各児童センター** →P.105

**子育て支援センター** ☎5749-1032

**地域子育て支援センター** ☎5759-8061

→P.4

**各保健センター** →P.88

**各区立保育園** →P.101・103

**各区立幼稚園** →P.104

**私立どんぐり保育園** ☎3471-1673

**子ども育成課児童相談係**

☎5742-6959

**東京都品川児童相談所** ☎3474-5442

**東京都児童相談センター(電話相談室)**

☎3366-4152

地域のお子さんに関する全般的な相談は、民生・児童委員、主任児童

委員にお気軽にご相談ください。

また、児童養護施設、乳児院などの入所については下記にお問い合わせください。

東京都品川児童相談所 ☎3474-5442

●虐待かな?と思ったら…

もしかして? 虐待かもしれないと思ったらご連絡ください。

子育て支援センター ☎5749-1032

子ども育成課児童相談係

☎5742-6959

しながわ見守りホットライン →P.69

●パパママ応援プログラム

●子育て自主グループ支援事業

就学前から思春期の子育てや親の悩み解消法などを学ぶ講座の開設グループを支援します。

●子育て支援ネットワーク講習

テーマに応じた専門知識を持つ講師や保護者との交流を通して、抱える悩みの解消に向け、子育て力の向上のための講座を開催します。

子ども育成課育成支援係

☎5742-6596

## 子どもの施設

●児童センター

地域の子どもたちが自由に利用できる施設で、遊び、工作、スポーツ、読書などのできる部屋があります。クラブ活動や行事も行っています。また、乳幼児親子専用スペースの親子サロンがあります。

各児童センター →P.105

●品川児童学園

0歳から就学前までの乳幼児で、発育、発達に障害のあるお子さんたちを、早期療育、指導する通園施設です。

品川児童学園 →P.89

●区立家庭あんしんセンター

子育て家庭に対する生活支援や育児支援など、様々な機能を有する複合施設です。

●子育て支援センター

子育てや家庭に関して保護者や子ども自身からの様々な相談に応じま

す。来所や電話相談を行っています。

また、子どもの養育が一時的に困難となった場合にお預かりするショートステイ・トワイライトステイ事業があります。

●ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい方(提供会員)と育児の援助を受けたい方(依頼会員)からなる会員組織です。

品川区立家庭あんしんセンター

☎5749-1031

→P.91

子育て支援センター ☎5749-1032

平塚ファミリー・サポート・センター

☎5749-1033

大井ファミリー・サポート・センター

☎5718-7185

●区立ぷりすくーる西五反田  
地域子育て支援センター

子育てに関する相談や情報提供を行うほか、育児講座の開催や子育て家庭の交流の場を提供する施設です。

地域子育て支援センター ☎5759-8061

## 幼稚園

## ●幼稚園への入園

区内には区立幼稚園が9園あり、各幼稚園で2年保育をしています。欠員があれば随時入園受付します。

平塚・御殿山・第一日野・台場・二葉幼稚園は保育園を併設した幼保一体施設です。

**保育課入園相談係 ☎5742-6725**

**区立幼稚園 →P.104**

私立幼稚園については各園へお問い合わせください。

**私立幼稚園 →P.126~127**

## ●幼稚園児の保護者への援助

私立幼稚園にお子さんを通園させている品川区にお住まいの保護者の方に、入園料の一部を補助しています。所得に応じて、保育料の補助もあります。

**保育支援課開設・計画担当**

**☎5742-6039**

## ●幼稚園の預かり保育

区立幼稚園では、保護者の就労等により、保育を必要とする在園児に対して、預かり保育を実施しています。

## ●御殿山・二葉

7:30~19:30

## ●平塚・浜川・第一日野・台場

7:30~18:30

## ●上記以外の幼稚園

9:00~17:00

(夏休み等も実施、幼稚園教育時間を除く)

**各区立幼稚園 →P.104**

**保育課施設・運営係 ☎5742-6724**

## 小・中・義務教育学校

## ●区立小・中・義務教育学校への入学(新入生)

教育委員会から学校選択制に伴うご案内を入学前年の9月中に以下の表のとおり郵送します。

	希望 申請票	就学時 健診票
小学校1年	○	○
中学校1年	○	-
義務教育学校1年	○	○
義務教育学校7年	※	-

※義務教育学校在籍者の新7年の学校選択は、別にお知らせします。

通学区域以外の学校を希望される方は、希望申請票に必要事項を記入して10月中に提出してください。ただし、各学校の受入可能人数を超えた場合は、抽選を行うことがあります。

これに基づき、学校を指定した就学指定通知書を送付します。

また、国立・私立の学校に入学するときには、「入学承諾書」を必ず提出してください。

**学務課学事係 ☎5742-6828**

## ●転入学(転校)の手続き

**[転入するとき]**

区外から品川区の学校へ転校するときは、在学していた学校が発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお持ちください。手続きは「転入届」と一緒にできます。区内での転居による転校も同じです。

**[転入届][転居届] ◆表1-2 →P.23**

**[転出するとき]**

区外の学校へ転校するときは、在学していた学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行してもらい、新しい住所地の教育委員会に届出をしてください。

**学務課学事係 ☎5742-6828**

## ●就学に必要な費用の援助

公立小・中・義務教育学校に通学するお子さんの就学に必要な費用(学用品、給食費など)を援助します。申請が必要です。(所得による制限があります。)

**学務課学事係 ☎5742-6828**

## ●夜間学級への入学

義務教育を終了できなかった方で、中学校卒業の資格の必要な方はご相談ください。

談ください。

**大田区立糎谷中学校 ☎3741-4340**

**世田谷区立三宿中学校 ☎3424-5255**

**[通信教育については]**

千代田区一ツ橋2-6-14

千代田区立神田一橋中学校通信教育課程

**☎3265-5961**

## ●中学の卒業資格取得

病気などで中学を卒業できなかった方のために、「中学校卒業程度認定試験」があります。

**文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課**

**☎5253-4111 (代)**

## ●教科書・教育資料展示室(教科書センター)

教科書、副読本、教育に関する各種資料等を展示しています。

**教育総合支援センター →P.95**

## 子どもの教育に関する相談

## ●子どもの教育についての総合相談窓口

幼児や児童・生徒の学習や生活、その他教育に関する相談に応じています。

**教育総合支援センター(総合受付)**

**☎3490-2000**

## ●教育相談(教育相談室)

近ごろあなたのお子さんの様子に変わったところはありませんか? 気にかかることがありましたら、ご相談ください。

**→P.4**

**教育総合支援センター教育相談室**

**☎3490-2006**

## ●心身に障害のある児童・生徒のために

発達や学びに不安等があるお子さんについて、一人一人の教育的ニーズにあった学びの場を一緒に相談するため、就学相談を行っています。

教育総合支援センター特別支援教育係  
☎5740-8202

### ●いじめの専門電話

いじめに関する悩みや相談について、教育心理職やスクールソーシャルワーカー、生活指導専門員（元警察官）などの専門スタッフが対応しています。

教育総合支援センター  
品川学校支援チームHEARTS  
☎5740-8225

## 高校ほか

### ●高校の入学・転入学

**[都立高校への入学・転入学]**  
東京都教育庁都立学校教育部  
高等学校教育課都立高校  
入試相談コーナー ☎5320-6755  
**[私立高校への入学・転入学]**  
各私立高校 →P.127

### ●高等学校卒業程度認定試験

高等学校を卒業していないが、大学へ入学したい方のために国が行っています。

東京都教育庁都立学校教育部  
高等学校教育課 ☎5320-6743  
文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課 ☎5253-4111 (代)

### ●定時制高校・通信制高校など

働きながら学ぶ方のために定時制高校と通信制高校があります。また定時制高校には午前・午後・夜間に授業を行っている単位制の学校があります。

▽定時制高校・通信制高校の入学等についての相談

〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1  
東京都教育相談センター ☎3360-4172

### ●奨学資金

高等学校や専修学校等の学資を援助するため、奨学資金があります。

◆表6-1

## 青少年の健全育成

### ●青少年の健全育成のために

青少年の健全な育成を、家庭・学校・地域が一体となって進めるための組織として各地域センターごとに「青少年対策地区委員会」があり、親子ハイキング、運動会、ラジオ体操などの事業を行っています。

また、各地区から推せんされた「青少年委員」がジュニア・リーダー教室の運営やファミリーイベントの開催などを行っています。

▽青少年対策地区委員会について  
地域活動課地域支援係 ☎5742-6690  
各地域センター →P.82~87

▽青少年委員について  
子ども育成課庶務係 ☎5742-6692

### ●青少年のための講座・催し

心身の発達を促し、豊かで個性豊かな人格形成を助けるため、自然体験やボランティア、文化活動などの教室を開いています。詳しい内容や期間については「広報しながわ」などでお知らせします。

◆表6-2

### ●成人式

区では1月の第2月曜日（成人の日）に「成人式」を開催しています。

公募による実行委員の運営で、記念式典、イベントなどを「きゅりあん」で実施し、皆さんの門出をお祝っています。対象となる方には、8月と12月に案内状をお送りします。

総務課総務係 ☎5742-6625

## 不登校の児童・生徒のために

### ●適応指導教室

心理的要因等により不登校の区立小・中学校および義務教育学校に在籍するお子さんが通室し、学校復帰するために、お手伝いをします（まずは学校にご相談ください）。

マイスクール八潮 ☎3799-1221  
マイスクール五反田 ☎3495-5560  
マイスクール浜川 ☎6423-1085  
→P.95

## すまいるスクール

### ●すまいるスクール

各小・義務教育学校内で放課後や土曜日・夏休みなどに、児童が過ごせる場所として実施しています。実施校に在籍する児童のほか、区内在住で私立・国立等の小学校に在学の児童が登録できます。すまいるスクールでは、学校の授業と連携して算数と国語の復習を中心に行う「勉強会」、スポーツやパソコン・習字などの活動を行う「教室」、校庭などで自由に過ごす「フリータイム」を実施しています。

子ども育成課育成支援係  
☎5742-6596

表6-1 奨学資金

奨学資金名	問い合わせ
品川区奨学金貸付金	子ども家庭支援課家庭支援係 ☎5742-6385
東京都母子及び父子福祉資金貸付金	子ども家庭支援課ひとり親相談担当 ☎5742-6589
品川区女性福祉資金貸付金	
東京都育英資金	(公益財団法人) 東京都私学財団育英資金担当 ☎5206-7929
私立高校等授業料軽減助成	(公益財団法人) 東京都私学財団授業料軽減助成金担当 ☎5206-7925
交通遺児育英会	(公益財団法人) 交通遺児育英会 ☎3556-0773
生活福祉資金(教育支援資金)	品川区社会福祉協議会 ☎5718-7171

表6-2 青少年のための講座・催し

教室・催しなど	問い合わせ
ジュニア・リーダー教室	子ども育成課庶務係 ☎5742-6692
体験型育成事業	子ども育成課育成支援係 ☎5742-6596
親子歴史講座	品川歴史館 ☎3777-4060

## 健康維持と増進

## ●健康相談

赤ちゃんから高齢者までの、いろいろな病気や健康についての電話や面接などの相談に応じています。

## ◆表7-1

各保健センター →P.88

## ●食事相談

赤ちゃんから高齢者までの食事や疾病に関する食事、食品の栄養成分表示などの相談に応じています。

## ◆表7-1

各保健センター →P.88

## ●健康センターの利用

健康センターでは気軽に楽しく健康づくりが行える「フリー利用」、目的別講座形式の「コース型教室」等で運動の実技指導を行っています。

## ◆表7-2

健康課健康づくり係 ☎5742-6746

## 病気予防

## ●健康学習

赤ちゃんから高齢者までの健康や食事・歯に関すること、運動の方法について教室を開きます。

また、地域の各種団体やグループの要望に応じて子どもの食生活・生活習慣病予防・高齢者の健康づくり等出張講習をお受けします。

各保健センター →P.88

## ●地域のかかりつけ医の紹介

品川区医師会紹介窓口

☎3450-6676 (FAXも同じ)

荏原医師会紹介窓口

☎5749-3088 (FAXも同じ)

## ●訪問歯科、小児歯科などのかかりつけ歯科医の紹介

品川歯科医師会 ☎3492-2535

FAX3493-5056

荏原歯科医師会 ☎3785-4129

FAX3783-1948

## ●薬の相談やかかりつけ薬局の紹介

品川薬剤師会 ☎5715-8290

FAX5715-8291

荏原薬剤師会 ☎6909-7111

FAX3785-2175

## ●20歳からの健康診査

他で健診機会のない区民を対象に、「20歳からの健康診査」を年1回、無料で行っています。

【対象者】 4月～翌年3月までに20～39歳となる区民

【実施期間】 1年中

【実施場所】 区の契約医療機関

健康課保健衛生係 ☎5742-6743

## ●がん検診

他で検診機会のない区民を対象に右記の「がん検診」を行っています。詳しくは区ホームページ・広報しなが

わをご覧ください。

【種類と対象者】 一部自己負担あり

- ・胃がん検診…4月から翌3月でバリウム…40歳以上の偶数年齢となる区民（予約制）2年に一度内視鏡…50歳以上の偶数年齢となる区民（予約制）2年に一度リスク（血液検査）…50・55・60・65・70・75歳となり今まで一度もリスク検診を受けたことがない区民
- ・子宮がん…20歳以上の区民（女性）2年に1回偶数年齢時
- ・乳がん…34歳以上の区民（女性）（予約制）2年に1回偶数年齢時
- ・肺がん…40歳以上の区民一般コース・ヘリカルコース（予約制）
- ・大腸がん…40歳以上の区民
- ・喉頭がん…40歳以上の区民（予約制）（喫煙者・自覚症状のある方）
- ・前立腺がん…55歳以上の区民（男性）

【実施場所】 区の契約医療機関や地区医師会

健康課保健衛生係 ☎5742-6743

表7-1 健康相談

対象	相談内容	品川保健センター ☎3474-2000	大井保健センター ☎3772-2666	荏原保健センター ☎3788-7013
乳幼児	乳幼児健康・食事相談	予約制	予約制	予約制
	2歳児歯科健診	予約制火曜 13:00～14:00	予約制水曜 13:00～14:00	予約制木曜 13:00～14:00
成人	健康相談	随時 電話または来所	随時 電話または来所	随時 電話または来所
	食事相談	予約制 日時はお問い合わせください	予約制 日時はお問い合わせください	予約制 日時はお問い合わせください
	精神保健相談	予約制金曜（月1回） 14:00～17:00	予約制水曜（月1回） 14:00～17:00	予約制金曜（月1回） 14:00～17:00
	うつ病あんしん相談	予約制金曜（月1回） 14:00～17:00	予約制水曜（月1回） 14:00～17:00	予約制水曜（月1回） 14:00～17:00
	高齢期のこころの健康相談	予約制月1回	予約制火曜（月1回）	予約制月1回
	児童思春期の心の相談	予約制水曜（月1回） 9:30～12:00	予約制木曜（月1回） 10:00～12:00	予約制水曜（月1回） 13:30～16:30

表7-2 健康センターの利用

場所	フリー利用	コース型教室	貸室等
品川健康センター 品川区北品川 3-11-22 品川保健センター内 ☎5782-8507	●月～金曜 9:00～22:00 ●土曜 9:00～21:00 ●日・祝日 9:00～18:00 ●直接会場へ ●1回500円	●指定時間 ●事前申込み制 ●年3期制 1期14回7000円から	●ゴルフエリア・プレイコートの利用貸出（事前申込制） ●ホール、会議室の貸出（事前申込制）
荏原健康センター 品川区荏原2-9-6 荏原保健センター内 ☎3788-7017	●月～土曜 9:00～21:00 ただし火曜一午を除く ●日・祝日 9:00～18:00 ●直接会場へ ●1回400円	●指定時間 ●事前申込み制 ●年3期制 1期14回7000円から	—

### ●肝炎ウイルス検診

今までに一度も肝炎ウイルス検査を受けたことがない区民を対象に「肝炎ウイルス検診」を無料で行っていきます。(予約制)

**【実施場所】** 区の契約医療機関や品川・荏原保健センター

**健康課保健衛生係 ☎5742-6743**  
**品川・荏原保健センター →P.88**

### ●結核検診

年1回無料で行っていきます。

**【対象者】** 65歳以上の区民

**【実施期間】** 1年中

**【実施場所】** 区の契約医療機関や地区医師会

**保健所保健予防課 ☎5742-9153**

### ●成人歯科健康診査

歯周疾患の早期発見と予防をするために、「成人歯科健康診査」を無料で行っていきます。対象者に受診券等を送付しています。歯周病に関する指導が必要な方は、歯周疾患改善指導(無料)を受けられる場合があります。

**【対象者】** 4月から翌年3月までに20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳となる区民

**【実施期間】** 毎年6月～3月

**【実施場所】** 区の契約医療機関

**健康課保健衛生係 ☎5742-6745**

### ●指定検診 (エイズ・性感染症検査)

HIVや梅毒・クラミジアに感染しているかどうか、血液・尿検査を匿名・無料で受けることができます(予約制)。

**品川・荏原保健センター →P.88**

### ●こころの健康相談

こころの健康についてお悩みの方や、そのご家族のために保健師・心理士による相談を行っています。また、統合失調症・うつ病・児童思春期・認知症等の専門医による相談もご利用いただけます。

**※表7-1 →P.41**

**各保健センター →P.88**

**ストレスチェックサービス →P.58**

### ●デイケア

精神科等に通院されている方のための社会復帰促進(通所)事業です。

**品川・荏原保健センター →P.88**

### ●家族勉強会など

精神障害者のご家族のために、「精神保健家族勉強会」を行っています。また、ひきこもりや不登校、思春期問題を抱えた方々のために「思春期家族教室」を行っています。

**各保健センター →P.88**

## 医療・難病

### ●アスベストによる健康被害者への救済給付(受付)

アスベストが原因で中皮腫や肺がん・著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚で療養中の方には、その医療費や療養手当が、亡くなられた方と生計を一つにしていた遺族には甲慰金等が給付されます。

**健康課公害補償係 ☎5742-6747**

**品川保健センター ☎3474-2221**

**荏原保健センター ☎3788-7013**

※労災保険が適用される方は、労働基準監督署にご相談ください。

**品川労働基準監督署 ☎3443-5744**

### ●気管支ぜん息等の方の医療費助成

都内に引き続き1年以上(3歳未満は6カ月)住所を有し、健康保険に加入している人で、気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気腫にかかっている18歳未満の方にその医療費の自己負担部分を助成します。

**健康課公害補償係 ☎5742-6747**

**各保健センター →P.88**

### ●原爆被爆者の方の医療援助について

原爆被爆者手帳をお持ちの方は、指定医療機関で、無料で治療を受けます。また、認定された疾病以外の病気やけがで治療を受けるときも、医療費が給付されます。

**各保健センター →P.88**

**「原爆被爆者の方の見舞金について」**

毎年8月に見舞金も支給されます。

### 障害者福祉課障害者福祉係

☎5742-6707

### ●結核で入・通院する場合の援助

結核にかかっている方の、入院および通院治療の医療費の一部を公費で負担します。

**保健所保健予防課 ☎5742-9153**

### ●精神科に通院する場合の援助

精神障害で通院されている方に、医療費の一部または全部を助成します。

**各保健センター →P.88**

### ●精神障害者保健福祉手帳の交付

一定の精神障害の状態にある方に、申請に基づき手帳を交付します。これは、各種優遇措置を受けやすくするとともに、自立および社会参加の促進を目的としています。

**各保健センター →P.88**

### ●難病の方のリハビリ教室・交流会

難病患者やご家族のためにリハビリ教室、交流会を行っています。

**各保健センター →P.88**

### ●難病の方の医療費助成

難病で治療を受けている方に、医療費の一部を助成します。また「障害者福祉手当」を支給します(年齢制限・所得制限があります)。

**各保健センター →P.88**

**保健所保健予防課 ☎5742-9152**

**【福祉手当については】**

**障害者福祉課障害者福祉係**

☎5742-6707

### ●難病等の方の障害福祉サービス利用

在宅の指定難病等の方は、障害福祉サービス等の利用ができます。

**障害者福祉課障害者相談支援担当**

☎5742-6711

**各保健センター →P.88**

### ●子どもすこやか医療費助成

中学3年生修了前(15歳到達後最初の3月31日)の子どもに、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。

**→P.36**

**子ども家庭支援課医療助成係**

☎5742-9174

## 高齡者の方

## 相談

## ●相談

高齡者の方や家族からの介護の相談や在宅福祉サービスの利用の相談などに応じています。

高齡者福祉課高齡者支援第1～2係  
☎5742-6729・30

高齡者福祉課施設支援係 ☎5742-6737

各在宅介護支援センター

❖表8-5

→P.48

## ●高齡者相談員

(民生委員・児童委員)

による相談

高齡者相談員が高齡者世帯のご家庭を訪問して、話し相手となっています。高齡者の方と地域社会・区とのパイプ役としても活躍しています。お気軽にご相談ください。

福祉計画課民生委員担当 ☎5742-6708

## ●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、子どもから高齡者まで、すべての人が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるように、地域福祉の相談相手として幅広い活動をしています。

福祉計画課民生委員担当 ☎5742-6708

## 仲間づくり

## ●シルバーセンター

60歳以上の方の趣味・学習などの生きがいづくり、健康づくりの場として利用できる施設で区内13カ所あります。マッサージや入浴(8カ所)サービスが無料。日曜・祝日は休館ですが、目的外使用として区内在住・在勤の方は日曜の午前・午後、平日の夜間に会議等でもご利用できます。

高齡者地域支援課シルバーセンター係  
☎5742-6946

各シルバーセンター

→P.99

## ●ゆうゆうプラザ

(高齡者多世代交流支援施設)

高齡者を主とし子育て世代や障害者等、多世代の区民の身近な憩いの場・交流の場として地域に開かれた施設で、大崎・平塚橋の2カ所にあります。目的外使用も受け付けています。

高齡者地域支援課シルバーセンター係  
☎5742-6946

## ●高齡者憩いの場

地域の高齡者を主とした多世代の区民の身近な地域の憩いの場・交流の場として大井三丁目にあります。

高齡者地域支援課介護予防推進係  
☎5742-6733

各ゆうゆうプラザ

→P.100

## ●高齡者クラブ

60歳以上の方が、趣味や健康づくりの活動、高齡者相互の助け合いなど、自主的に組織し、地域単位で活動している団体です。

高齡者地域支援課高齡者クラブ担当  
☎5742-6734

## ●いきいきラボ関ヶ原

シニアの健康維持・向上、生きがい・仲間作りのための活動拠点です。区民団体『しながわシニアネット』が運営し、パソコンや、ストレッチなどのサークル活動を行っています。

いきいきラボ関ヶ原  
☎6902-0025

## ●山中いきいき広場

山中小学校の余裕教室を活用した、地域の活動や世代間交流の場です。区民団体『山中いきいき広場運営協議会』が運営しています。ヨーガエクササイズ、茶・花道、折り紙などの講座を実施しています。

山中いきいき広場 ☎3774-0981

## 交流の機会

## ●しながわ出会いの湯

65歳以上の方が、区内の公衆浴場

で、体操やカラオケなどのプログラムを楽しんだ後入浴ができます。プログラムは毎週木曜日、各銭湯オープン1時間前より実施します。プログラムに参加した方は入浴料無料。登録制。

健康課健康づくり係 ☎5742-6746

## 趣味・学習・健康づくり

## ●品川シルバー大学

60歳以上の方々が楽しみながら、多様な内容を学習する場です。いきがい・健康・生活設計などの幅広いテーマについて3年間で学ぶ「ふれあいアカデミー」と、半期に1度募集し、10回で趣味や実技を楽しく学ぶ「うるおい塾」、セカンドライフを考える「生涯現役実現講座」があります。応募方法等については「広報しながわ」などでお知らせします。

文化観光課生涯学習係  
☎5742-6837

## 外出の支援

## ●しながわお休み石

主にバス停付近や坂道の途中にあり、散歩や買い物などの時に、ちよつと腰掛けてひと休みできます。

また、誕生祝いなどの記念や、やさしいまちづくりに賛同する区民等の寄付による「記念お休み石」があります。

都市計画課計画調整担当  
☎5742-6760

## シルバーパス

70歳以上の方が都営交通機関と民営バスに乗車できる「シルバーパス」は、申込みにより有料で交付されます。費用は住民税非課税の方・合計所得金額が125万円以下の方は1,000円。125万円を超える方は20,510円の負担となります。なお、住民税はパスを利用するご本人の課税状況によります。

(社)東京バス協会 ☎5308-6950

## お祝いとセレモニー

### ◎シルバー成年式

敬老の日にちなみ、70歳（古希）の方をお祝いします（記念式典、お楽しみイベントなど）。無料。対象となる方には招待状を送付します。

**高齢者地域支援課介護予防推進係**  
☎5742-6733

### ◎お祝い品の贈呈

長寿を祝して、対象の方（傘寿（80歳）・米寿（88歳）・卒寿（90歳）・白寿（99歳）・百歳以上）へ9月にお祝い品を贈呈します。

**福祉計画課地域包括ケア推進係**  
☎5742-6914

## 仕事

### ◎シルバー人材センター

おおむね60歳以上の方を会員として登録し、会員の方に適した仕事を紹介して、働くことを通じて社会参加の機会を提供します。会員は常時募集、年会費有り。

**シルバー人材センター** ☎3450-0711  
→P.94

### ◎無料職業紹介所サポしながわ

社会福祉協議会が運営するおおむね55歳以上を対象とした無料職業紹介所です。専門相談員による職業相談・職業紹介サービスが受けられます。

**サポしながわ** ☎5498-6357  
→P.4・70・96

## 住まい

### ◎高齢者住宅

65歳以上のひとり暮らしの方で、立退き要求を受けたり保安上、保健衛生上、劣悪な住宅に住んでいる方に、安心して住めるようバリアフリー等に配慮した住宅を提供します。有料。

**【募集のお知らせ】**  
広報しながわ11月号に掲載

**【申し込み方法】**  
11月下旬～12月上旬頃に本人が申請書等を持参してください。（年1回）

◆表8-1  
**高齢者地域支援課高齢者住宅担当**  
☎5742-6735

### ◎サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護や医療、見守りサービスが付いた高齢者向け住宅に家賃助成を行います。

◆表8-1  
**高齢者地域支援課高齢者住宅担当**  
☎5742-6735

### ◎高齢者の住宅のあつ旋

65歳以上で、立ち退き要求を受けていたり住宅に困窮している方に（社）宅建品川区支部の協力により、区内の民間賃貸住宅をあつ旋します。また、転居時の礼金等を一部助成します。所得による制限があります。

**高齢者地域支援課高齢者住宅担当**  
☎5742-6735

### ◎家具転倒防止対策助成

65歳以上の世帯、障害者のみの世帯などに、家具転倒防止器具の購入取付を20,000円を限度に助成します。一部有料。

**高齢者地域支援課高齢者住宅担当**  
☎5742-6735

## 医療

### ◎後期高齢者医療制度

75歳以上（65歳以上で一定の障害のある方を含む）の方が、加入する制度です。医療機関で支払う自己負担は、一般の方は1割負担、現役並み所得のある方は3割負担となります。

75歳を迎える方には被保険者証を郵送で交付します。自己負担割合は保険証に記載されています。医療を受ける時は必ず提示してください。

◆表8-2  
**国保医療年金課高齢者医療係**  
☎5742-6937

### ◎後期高齢者医療の保険料

保険料は一人ひとりに納めていただきます。前年中の所得に基づき計算し、所得に応じてかかる額（所得割額）と加入している全ての方にかかる額（均等割額）を合計したものが年間の保険料となります。（平成30年度保険料の最高限度額62万円）

- ・均等割は43,300円です。
- ・所得割は、（総所得等－33万円）×保険料率（8.80%）で計算します。

均等割額と保険料率は東京都後期高齢者医療広域連合で決定します。

《保険料の軽減》

所得が基準額未満の世帯または後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険（会社の健康保険や共済組合等）の被扶養者だった方は、軽減措置があります。

**国保医療年金課高齢者医療係**  
☎5742-6937

### ◎保険料の支払方法

年金が一定額以上の方は年金から、それ以外の方は口座振替または納付書でのお支払いとなります。また、申し出により年金から口座振替の方法に変更することができます。

表8-1 高齢者住宅、サービス付き高齢者向け住宅

	名称	住所	開設	戸数
建設型 高齢者住宅	八潮わかかさ荘	八潮5-10-27	平成3年7月	40戸
	東品川わかかさ荘	東品川3-1-5	平成5年1月	50戸
	大井倉田わかかさ荘	大井4-14-8	平成5年4月	8戸
借上型 高齢者住宅	カガミハイツ	二葉1-3-28	昭和63年5月	11戸
	パレスガル	南品川4-5-4	平成3年7月	53戸
	メゾン琴秋	豊町6-30-4	平成4年4月	13戸
	グレースマンション	西大井4-12-11	平成6年6月	12戸
	アツミマンション	二葉1-16-14	平成8年4月	10戸
	バンブーガーデン	豊町6-30-11	平成11年8月	13戸
	オーク中延	中延4-5-10	平成12年7月	7戸
サービス付き 高齢者向け 住宅	ケアホーム西大井	西大井2-5-21	平成21年3月	42戸
	コムニカ	旗の台4-5-17	平成24年3月	15戸
	区立大井林町高齢者住宅	東大井4-9-1	平成24年6月	90戸
	carna五反田	西五反田3-10-9	平成27年2月	21戸

## 国保医療年金課高齢者医療係

☎5742-6937

### ■口座振替はペイジーで簡単に申込みできます

ペイジー口座振替受付サービスとは、国保医療年金課窓口を設置の専用端末機に対象となる金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の登録を行うことができます。届出印の押印が不要となり、申込みから登録手続き完了までの期間が大幅に短縮できます。

※手続きされるご本人名義のキャッシュカードをお持ちください。対象金融機関のみの取扱いとなりますので、詳しくはお問い合わせください。

### ●高額療養費の支給等

同じ月内に支払った医療費（差額

ベッド代など健康保険が適用されないものは除きます）の合計が自己負担限度額を超えたときは、その超えた額が高額療養費として後から支給されます。支給対象となる方には、診療月から約3ヵ月後にお知らせします。

また、住民税非課税世帯の方は医療費の自己負担限度額と入院時の食事代等が減額される「限度額適用標準負担額減額認定証」を交付します。事前に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

### 国保医療年金課高齢者医療係

☎5742-6736

### ●高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯で1年間に支払った後期高齢者医療制度の医療費の一部負担金と介護保険の利用負担の合算額が世帯の自己負担限度額を超えるときは、申請により超過分が後期高齢者医療

制度と介護保険それぞれの制度から払い戻されます。

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給の対象となりません。

### ●計算期間

毎年8月から翌年7月末までの1年間

### 国保医療年金課高齢者医療係

☎5742-6736

### ●後期高齢者健康診査

生活習慣病の早期発見、予防のために、健康診査を年1回無料で行っていきます。

**【対象者】** 後期高齢者医療の被保険者

**【実施時期】** 5月～1月末

**【持参するもの】** 受診券、保険証、問診票

**【実施場所】** 区内の契約医療機関

### 国保医療年金課高齢者医療係

☎5742-6736

### ●人間ドック受診助成事業

人間ドック受診にかかる費用を上限8,000円まで助成します（1年度に1回）。詳しくはお問い合わせください。

**【対象者】** 同1年度内に後期高齢者健康診査を受診していない後期高齢者医療制度加入者で、保険料を滞納していない方

### 国保医療年金課保険事業係

☎5742-6675

### ●葬祭費の支給

被保険者が亡くなられた時、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費7万円が支給されます。

### ❖表8-2（死亡したとき）

### 国保医療年金課高齢者医療係

☎5742-6736

### ●後期高齢者医療制度加入者のための保養施設

皆さまの健康維持・増進のために各地の旅館と割引契約を行ってまいります。ぜひご利用ください。

### 国保医療年金課保険事業係

☎5742-6675

### 後期高齢者医療制度の保養施設

➡P.122

表8-2 後期高齢者医療制度に入る場合、やめる場合（14日以内に届出てください）

こんなときは		届出に必要なもの
入るとき	都外から品川区に転入したとき	負担区分等証明書※
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書※
やめるとき	都外へ転出するとき	保険証
	死亡したとき *葬祭費の支給申請ができます。 ただし、葬儀から2年以内	保険証、喪主の氏名が記載されている会葬ハガキまたは葬儀社の請求書・領収書、喪主の銀行預金通帳と印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	住所・氏名が変わったとき	保険証※
	65歳を過ぎて一定の障害があるとき	身体障害者手帳など※

※新たに保険証の交付や再交付をすぐに受けたい場合は、本人および代理人の本人確認ができるもの（運転免許証・パスポートなど）が必要です。

国保医療年金課高齢者医療係（本庁舎4階） ☎5742-6937

表8-3 高齢者予防接種

種類	対象者	実施方法	会場
定期 予防接種	インフルエンザ ※1	65歳以上	1回式
	肺炎球菌 ※2	今年度、65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方	1回式
任意 予防接種	肺炎球菌 ※3	今までに1回も受けたことがない65歳以上で定期予防接種の対象外の方	1回式

定期予防接種は、60歳～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器またはヒト免疫不全による免疫機能障害のある方（障害者手帳1級程度の方）も対象となります。

※1 契約医療機関で接種し、2,500円をお支払いください。（通知制）

※2 契約医療機関で接種し、4,000円をお支払いください。（通知制）

※3 保健予防課へお問い合わせください。

\*生活保護受給者等は無料です。

保健予防課保健計画担当 ☎5742-9152

## ●予防接種

◆表8-3

→P.45

保健予防課保健計画担当

☎5742-9152

## 介護が必要な方

### 介護保険制度のあらまし

本格的な高齢社会を迎え、介護は老後の大きな不安要因となっています。介護保険制度は、家族だけで介護することが難しくなっている社会状況の中、介護を社会全体で支え、高齢者と家族の希望を尊重しつつ、総合的なサービスが受けられるようにつくられた制度です。

- ①65歳以上の方と、40～64歳で医療保険（国民健康保険、健康保険組合など）に加入している方は、必ず加入しなければなりません（強制加入）。
- ②運営は、区市町村が行います。
- ③保険給付の内容が法令により定められています。

### 介護保険の加入者

加入のための届出は、原則として、必要ありません。

- ①第1号被保険者  
65歳以上の方
- ②第2号被保険者  
40～64歳で医療保険（国民健康保険、健康保険組合など）に加入している方

### 介護保険の保険料

#### ●介護保険料

- ①第1号被保険者  
区が介護サービスにかかる経費を基に基準保険料を定めます（所得に応じて14段階に設定）。

第3・4段階の保険料の方で、一定の要件を満たす場合は、第2段階の保険料に減額される制度があります。

#### 高齢者福祉課介護保険料係

☎5742-6681

- ②第2号被保険者（\*）  
加入している医療保険の算定方法

表8-4 介護保険のサービスの種類 ※要支援1・2の方のための予防サービスがあります。  
(在宅サービス)

介護サービス計画（ケアプラン）の作成 ※	ケアマネジャーが介護サービスを総合的に組み合わせ、一人ひとりに合ったサービス計画（ケアプラン）を立てます（利用者負担なし）
訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や生活の援助を行います
通所介護（デイサービス）	在宅サービスセンターなどに通って、入浴や食事、機能訓練などを行います（送迎可）
短期入所介護（ショートステイ） ※	介護している家族等が病気や休養、旅行などで一時的に介護ができない場合に、施設でおあずかりしてお話します
訪問看護 ※	看護師が家庭を訪問して、主治医の指示による看護や病状観察、療養指導などを行います
訪問リハビリテーション ※	理学療法士などが家庭を訪問してリハビリテーションを行います
通所リハビリテーション ※	老人保健施設などに通ってリハビリテーションを行います
訪問入浴介護 ※	入浴が困難な方に巡回入浴車で家庭を訪問して入浴介護を行います
居宅療養管理指導 ※	医師などが家庭を訪問して療養上の管理を行います
福祉用具の貸与・購入 ※	車いす、介護用ベッドなどを貸与し、ポータブルトイレなどの購入費用を支給します（支給限度額があります）
住宅改修 ※	浴室やトイレの手すり、段差の解消などのための費用を支給します（支給限度額があります）
特定施設入居者生活介護 ※	有料老人ホームや介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入所して介護サービスを受けます

#### (地域密着型サービス)

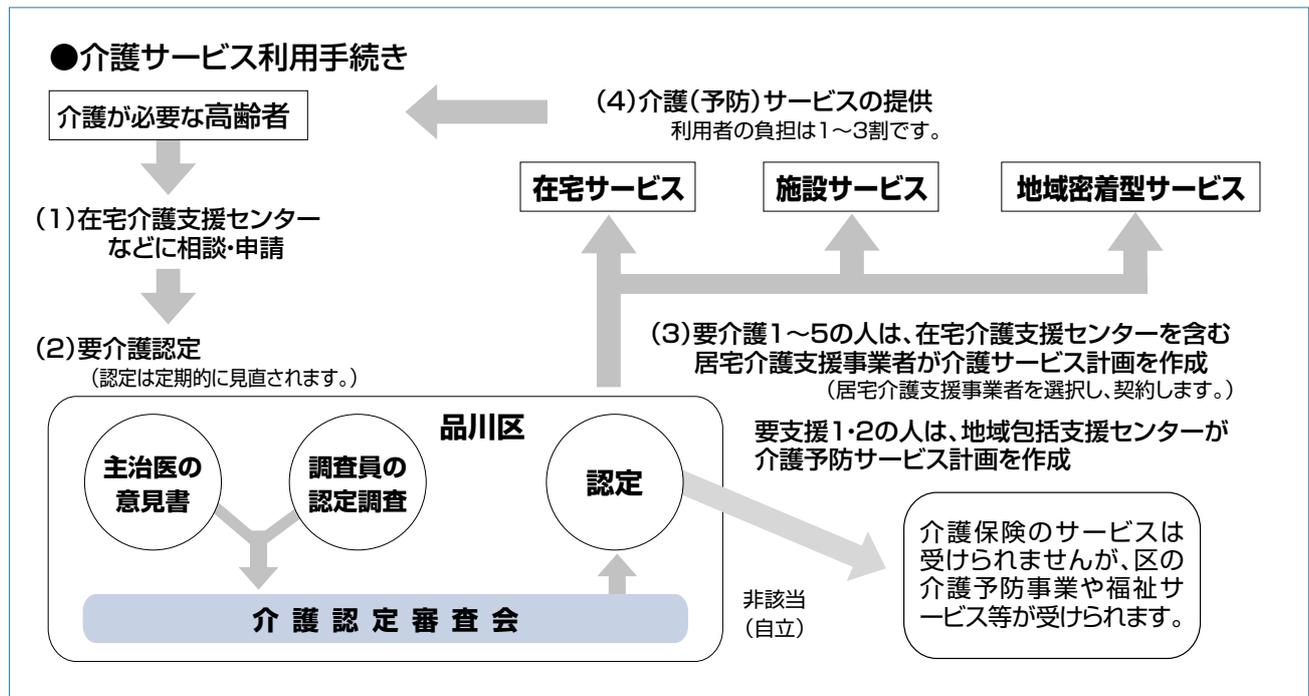
小規模多機能型居宅介護 ※	通いを中心に、利用者の状態に応じて訪問介護サービスや泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスを提供します
看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスを提供します。
地域密着型通所介護	定員19人未満の小規模な通所介護施設でデイサービスを行います。
認知症対応型通所介護 ※	認知症の人を対象に、専門的なケアを提供するデイサービスです
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※	認知症高齢者が5～9人で介護を受けながら家庭的な環境で共同生活をします（要支援1の方は利用不可）
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員30人未満の小規模な介護型特定施設に入所し介護サービスを受けます
夜間対応型訪問介護	夜間（22時～6時）において、定期または通報をうけて対応します。また、必要によりスタッフが駆けつけて対応します
24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護の方が在宅での生活を継続できるよう、日中・夜間を通じて、定期訪問と随時対応の訪問介護と訪問看護を行います

#### (品川区独自の介護保険サービス)

- 要支援者夜間対応サービス特別給付：地域密着型サービス「夜間対応型訪問介護」を要支援1・2の方も利用できるようにします。
- 通院等外出介助サービス特別給付：要支援1・2の方の通院時の安全確保や、外出サービスを提供します。  
・要介護者の病院内での介助サービスを提供します。

#### (施設サービス)

特別養護老人ホーム *地域密着型特別養護老人ホームを含む	常に介護が必要で家庭での生活が困難な方のための介護施設（原則要介護3～5に認定された方）
老人保健施設	病院退院後などに自宅で生活できるよう、リハビリを中心に医療ケアと介護を行う施設（入所できる期間はおおむね3カ月間）
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、長期の療養が必要な場合に入院する医療施設



に基づいて設定されます。

**国保医療年金課資格係**

☎5742-6676

**●介護保険料の支払い方法**

①第1号被保険者

年金が一定金額以上の方は年金から、それ以外の方は口座振替または納付書での支払いとなります。

**高齢者福祉課介護保険料係**

☎5742-6681

②第2号被保険者(\*)

医療保険と一括での支払いとなります。

**国保医療年金課収納係** ☎5742-6678

\* 介護保険料及び支払い方法

第2号被保険者で、国民健康保険以外の医療保険に加入している方は、それぞれの医療保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

**介護保険の給付・費用**

**●介護保険の対象となる方**

- ①第1号被保険者は、原因を問わず、介護や支援が必要と認められた方
- ②第2号被保険者は、加齢に伴って生じる特定疾病により、介護や支援が必要と認められた方

**[特定疾病] (16種類)**

がん末期、初老期における認知症、脳血管疾患(外傷性を除く)、糖尿病

性関連疾患、関節リウマチなど

**高齢者福祉課介護認定係**

☎5742-6731

**●介護保険サービスの種類**

在宅サービスと地域密着型サービス、施設サービスがあります。

◆表8-4

→P.46

**高齢者福祉課支援調整係**

☎5742-6728

**●サービス利用時の費用**

介護保険でサービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1～3割が自己負担となります(7～9割は介護保険で給付)。

**高齢者福祉課介護給付係**

☎5742-6927

**●高額介護サービス費の支給**

サービス利用時の自己負担分(かかった費用の1～3割)が、所得に応じて定められている一定の金額を超えた場合は、高額介護サービス費が支給されます。

**高齢者福祉課介護給付係**

☎5742-6927

**●社会福祉法人等による利用者負担軽減制度**

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用する人のうち、生計が困難であると認められた人は、利用者負担額、食費、居住費(滞在費)

を軽減します。制度利用には申請と預貯金・収入等の申告が必要です。

**[軽減内容]** 介護費、食費、居住費(滞在費)の利用者負担額のうち、4分の1を軽減します。老年福祉年金受給者は2分の1です。

**高齢者福祉課介護給付係**

☎5742-6927

**介護が必要になったら**

介護が必要になった時には、まず、お近くの在宅介護支援センターにご相談ください。

◆表8-5

→P.48

**(1) 在宅介護支援センターまたは高齢者福祉課に相談・要介護認定の申請**

在宅の方で、来所が難しい場合は、在宅介護支援センター等の相談員が訪問し、申請を受けます。

**(2) 要介護認定**

①認定調査

調査員が訪問して本人・家族と面接して、心身の状況や介護の手間などを調査します。

②主治医意見書

申請時に届出た主治医に区が意見を求めます。

③介護認定審査会

認定調査と主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家が介護の必要度を審査・判定し

ます〔要支援1・2・要介護1～5、または非該当（自立）と判定〕。  
 ※要支援1・2の方は、施設サービスは利用できません

※非該当と判定されると介護保険でのサービス利用はできませんが、必要に応じて区の介護予防事業や福祉サービスを利用できます

### (3) 介護サービス計画を作成

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターの相談員（ケアマネジャー）などが本人・家族と利用するサービスを相談のうえ、計画を立てます。

### (4) 介護サービスの提供

介護・予防サービス計画に基づき、利用者が居宅介護サービス事業者と契約し、サービスを利用します。

#### [サービスの種類]

◆表8-4 →P.46

高齢者福祉課高齢者支援第1～2係  
 ☎5742-6729・30

## 高齢者福祉課介護認定係

☎5742-6731

### 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定により要支援1または要支援2の認定を受けた方、基本チェックリストの実施により総合事業対象者となった時に心身の状態に合わせ、次の訪問型または通所型サービスをご利用することができます。

※費用等の詳細は、お近くの在宅介護支援センターまたは高齢者地域支援課にお問い合わせください。

#### ●訪問型サービス

##### ●予防訪問事業

訪問介護員（ヘルパー）が自宅に訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

##### ●生活機能向上支援訪問事業

予防訪問事業におけるサービスのうち身体介護を除く生活援助を行います。

#### ●管理栄養士派遣栄養改善事業

管理栄養士による低栄養や生活習慣病等を予防するための食事・栄養指導を行います。

#### ●通所型サービス

##### ●予防通所事業

通所介護施設で日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

##### ●いきいき活動支援プログラム

介護予防や自立支援のための通所施設ごとに独自のサービスを行います。

##### ●短期集中予防サービス（はつらつ健康教室）

運動器・口腔機能向上や低栄養・認知症予防のためのプログラムを総合的に提供します。

### 高齢者地域支援課介護予防推進係

☎5742-6733

#### ●在宅介護支援センター

本人や在宅で介護しているご家族が、身近なところで気軽に専門家に相談ができます。また必要な介護保

表8-5 在宅介護支援センター

支援センター	住所	電話番号	担当地区	地域センター	高齢者福祉課
台場	北品川3-11-16	☎5479-8593	北品川、東品川1・2・5	品川第一	高齢者支援第一係
東品川	東品川3-1-5	☎5479-2793	東品川3（1～9）、南品川1・2・4・5（1～9）・6	品川第二	
東品川第二	東品川3-27-25	☎5783-2656	東品川3（10～32）・4、南品川3・5（10～16）	品川第二	
上大崎	上大崎3-1-1	☎3473-1831	上大崎、東五反田	大崎第一	
西五反田	西五反田3-6-6	☎5740-6115	西五反田	大崎第一	
大崎	大崎2-11-1 大崎ウィズタワー 2F	☎3779-2981	西品川、大崎	大崎第二	
八潮	八潮5-10-27	☎3790-0470	八潮	八潮	
南大井	南大井4-19-3	☎5753-3902	南大井	大井第一	
南大井第二	東大井4-9-1	☎5495-7083	東大井、勝島	大井第一	
大井	大井4-14-8	☎5742-2723	大井1・4・6、広町	大井第二	
大井第二	大井3-15-7	☎5743-2943	大井2・3・5・7	大井第二	高齢者支援第二係
西大井	西大井2-4-4	☎5743-6120	西大井	大井第三	
荏原	荏原2-9-6	☎5750-3704	小山4・5、荏原1～4	荏原第一	
小山台	小山台1-4-1	☎5794-8511	小山台、小山1～3	荏原第一	
小山	小山7-14-18	☎5749-7288	小山6・7、荏原5～7、旗の台1・2・5（1～5、13～20）・6	荏原第二	
成幸	中延1-8-7	☎3787-7493	中延1・2、東中延1、戸越5、西中延1・2、平塚	荏原第三	
中延	中延6-8-8	☎3787-2167	東中延2、中延3～6、西中延3、旗の台3・4・5（6～12、21～28）	荏原第四	
大原	豊町6-25-13	☎5749-2531	戸越6、豊町6、二葉4	荏原第四	
戸越台	戸越1-15-23	☎5750-1053	豊町1、戸越1～4	荏原第五	
杜松	豊町4-24-15	☎5750-7707	二葉1～3、豊町2～5	荏原第五	

険サービスや保健・福祉サービスが受けられるよう支援することで、本人が生活しやすく、また、介護する方の負担が少しでも軽くなるよう手助けするための窓口です。

❖表8-5 →P.48

## 介護保険以外のサービス (暮らし・安否確認)

### ◎敬老杖の支給

75歳以上の方で日常生活において常時、杖を必要とされる方に支給しています。

必要とされる方はお近くの担当民生委員にご相談ください。

品川区社会福祉協議会

☎5718-7171

### ◎自動消火装置等の給付

65歳以上のひとり暮らし等の認知症高齢者で、火の始末などに不安のある方に自動消火装置、ガス漏れ警報器、ガス遮断装置などを給付し安全の確保を図ります。必要とされる方はお近くの在宅介護支援センターに申請してください。

高齢者福祉課支援調整係

☎5742-6728

各在宅介護支援センター

❖表8-5 →P.48

### ◎緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方(日中または夜間にひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯になる方も含みます)に、家庭内で病気や事故が起きた時、受信センターに通報され、救助が受けられる通報機材(救急ペンダント、生活リズムセンサー、火災センサーの3点セット)を有料でお貸しします。必要とされる方はお住まいの地区の在宅介護支援センターに申請してください。

福祉計画課地域包括ケア推進係

☎5742-6914

各在宅介護支援センター

❖表8-5 →P.48

## 在宅サービスセンター

	所在地	電話番号
東品川	東品川3-1-8	☎5479-2946
大崎	大崎2-11-1 大崎ウィズタワー 1F	☎3779-3547
西五反田	西五反田3-6-6	☎5434-5608
南大井	南大井5-19-1	☎5753-3903
月見橋の家	南大井3-7-10	☎5767-0626
大井	大井4-14-8	☎5742-2721
西大井	西大井2-4-4	☎5743-6125
成幸	中延1-8-7	☎3787-7492
戸越台	戸越1-15-23	☎5750-1052
荏原	荏原2-9-6	☎5750-3708
小山	小山7-14-18	☎5749-7251
中延	中延6-8-8	☎3787-2137
八潮	八潮5-10-27	☎3790-0344
デイサービスセンター八潮陽だまり	八潮5-2-2 八潮ビル3F	☎3799-3077
五反田保育園ふれあいデイホーム	東五反田2-15-6	☎3445-0511

## 老人保健施設 (→P.51)

	所在地	電話番号
さくら会「ケアセンター南大井」 →P.92	南大井5-19-1	☎5753-3901

## 訪問看護ステーション (医師会立、施設併設のもの) (→P.51)

	所在地	電話番号
医師会立品川区訪問看護ステーション	北品川3-7-25	☎3472-5518
医師会立荏原訪問看護ステーション	中延2-6-5	☎3783-2360
さくら会「南大井訪問看護ステーション」 →P.93	東大井4-9-1	☎5495-7084

## 特別養護老人ホーム (→P.51)

	所在地	電話番号
区立荏原特別養護老人ホーム →P.92	荏原2-9-6	☎5750-2941
区立戸越台特別養護老人ホーム →P.92	戸越1-15-23	☎5750-1054
区立中延特別養護老人ホーム →P.92	中延6-8-8	☎3787-2951
区立八潮南特別養護老人ホーム →P.93	八潮5-9-2	☎5755-9360
区立杜松特別養護老人ホーム →P.94	豊町4-24-15	☎6426-8213
区立平塚橋特別養護老人ホーム →P.92	西中延1-2-8	☎5750-3632
区立上大崎特別養護老人ホーム →P.94	上大崎3-10-7	☎5447-5363
福栄会「晴楓ホーム」 →P.91	東品川3-1-8	☎5479-2744
品川総合福祉センター「かえで荘」 →P.90	八潮5-1-1	☎3790-4826
春光福祉会「ロイヤルサニー」 →P.92	西大井2-4-4	☎5743-6111
三徳会「成幸ホーム」 →P.92	中延1-8-7	☎3787-3616

## 軽費老人ホーム (→P.51)

	所在地	電話番号
福栄会「東海ホーム」 →P.91	東品川3-1-8	☎5479-2944

## ●徘徊高齢者探索システム

認知症などで徘徊行動のある高齢者をGPSを使って探索するシステムの初期費用を助成します。月々の利用料等は自己負担となります。

### 高齢者福祉課認知症対策係

☎5742-6802

## 介護保険以外のサービス(その他)

介護保険からの給付ではありません

んが、在宅介護を支え、できるだけ自宅での生活を続けられるよう、要介護・要支援の方の他、要介護認定で非該当となった方も対象とするサービスも行っています。

## ●紙おむつの支給

在宅で寝たきり等の常時紙おむつが必要な要介護3・4・5の認定を受けた方を対象に支給します(生活保護受給者、施設入所・入院中の方は除きます)。

## 品川区社会福祉協議会

☎5718-7171

## ●入院時紙おむつ代助成

65歳以上の介護保険料段階4段階以下の方が30日以上入院に際し、紙おむつ代を支払った場合、1ヵ月5,000円を上限に助成します。

### 高齢者福祉課支援調整係

☎5742-6728

## 品川区社会福祉協議会

☎5718-7171

## 高齢者の安心の住まい(ケアハウス制度活用)

		所在地	電話番号
さくら会「さくらハイツ南大井」	→P.93	南大井5-19-1	☎5753-3900
さくら会「さくらハイツ西五反田」	→P.93	西五反田3-6-6	☎5434-7831

## ケアホーム

	所在地	電話番号
大起エンゼルヘルプ「ケアホーム東大井」	東大井5-8-12	☎5783-0753
さくら会「ケアホーム西五反田」	西五反田3-6-6	☎5434-7831
こうほうえん「ケアホーム西大井」	西大井2-5-21	☎5718-1331

## 認知症高齢者グループホーム

	所在地	電話番号
新生寿会「グループホーム小山」	小山7-14-4	☎5751-7206
大起エンゼルヘルプ「グループホーム東大井」	東大井5-8-12	☎5783-0753
品川総合福祉センター「グループホーム八潮南」	八潮5-9-2	☎5755-9385
ケアサークル恵愛「グループホーム温々(ぬくぬく)」	大井6-1-1	☎3774-3937
春光福祉会「グループホームロイヤル西大井」	西大井2-4-4	☎5709-7652
ミモザ「グループホームミモザ品川八潮」	八潮5-5-7	☎3790-7780
春光福祉会「グループホームロイヤル中延」	中延5-9-22	☎5751-8475
ソラスト「グループホームソラストふたば」	二葉1-12-18	☎5751-2030
スタートケアサービス「グループホームきらら品川荏原」	荏原6-17-10	☎5749-3776
ケアウェル安心株式会社「あんしんケアホーム小山」	小山4-5-16	☎6426-7791
若竹大寿会「グループホーム杜松」	豊町4-24-15	☎6426-8213
医療法人社団青葉会「グループホームcarna五反田」	西五反田3-10-9	☎5496-0671
ケアサークル恵愛「大井認知症高齢者グループホーム」	大井6-20-5	☎4283-7072
新生寿会「グループホーム東五反田」	東五反田4-11-6	☎5422-7158

## 小規模多機能型居宅介護

	所在地	電話番号
新生寿会「小山倶楽部」	小山7-14-4	☎5751-7205
大起エンゼルヘルプ「東大井倶楽部」	東大井5-8-12	☎5783-0789
さくら会「大井林町倶楽部」	東大井4-9-1	☎5495-7081
新生寿会「東五反田倶楽部」	東五反田4-11-6	☎5422-7157
大崎ホームヘルプサービス「おもてなし」	北品川1-30-4 石田ビル1・2F	☎3450-6464
新井湯「ぶらりす・湯〜亀」	旗の台4-5-17	☎5788-6164
ケアメイト「けめともの家・品川八潮」	八潮5-6-37-109	☎6412-9161
医療法人社団青葉会「小規模多機能ホームcarna五反田」	西五反田3-10-9	☎5496-8771
新井湯「ぶらりす・湯〜亀SUN」	旗の台3-2-9	☎6451-3645

## 看護小規模多機能型居宅介護

	所在地	電話番号
若竹大寿会「杜松倶楽部」	豊町4-24-15	☎6426-8213
けめともの家・カンタキ 西大井	西大井2-4-14	☎6303-8050

●訪問理髪・美容

在宅で寝たきり状態にある40歳以上の方に、理容・美容師が訪問して調髪を行います。利用券は1枚2,000円（年間6枚まで）です。生活保護受給証明書を提出の方は、無料で発行します。

品川区社会福祉協議会 ☎5718-7171

●訪問歯科診療

在宅でねたきり状態にある方に、歯科医師が訪問して診療を行います。かかりつけ歯科医の紹介 →P.41

●車いすの貸与

高齢者福祉課では、在宅高齢者の方に6カ月を限度に車いすの貸し出しを行っています。

また、地域センター、シルバーセンター等でも貸し出しをしており、高齢者に限らず利用できます。

高齢者福祉課支援調整係 ☎5742-6728

各地域センター →P.82～87

各シルバーセンター →P.99

ゆうゆうプラザ（高齢者多世代交流支援施設） →P.100

●配食サービス

ひとり暮らしなどの高齢者世帯でバランスのとれた食事が用意できない方に、在宅サービスセンターなどから昼食を届けます（1食600円週2回まで）。

各在宅サービスセンター →P.49

●介護予防事業

65歳以上で、区内に住民登録があり自分で会場に通える方を対象に、介護予防のための筋力トレーニング、低栄養予防の料理教室、認知症予防教室などを行います（費用負担がありません）。

高齢者地域支援課介護予防推進係 ☎5742-6733

●自立支援住宅改修費の給付

介護保険で非該当となった高齢者に対し、在宅での生活の質を確保するため必要と認められた時に、手すり設置等の改修費の一部を助成します（所得制限あり）。

高齢者福祉課介護給付係

☎5742-6927

支え合いのサービス

●支え愛活動

住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、地域で手助けを必要としている人を支援する住民相互の助け合い活動を進めています。

また、地域センターごとに、身近な相談が気軽にできる窓口として、支え愛・ほっとステーションを設置しています。

▽支え愛活動について

地域活動課協働推進係 ☎5742-6693

各地域センター →P.82～87

▽支え愛・ほっとステーションについて

品川区社会福祉協議会 →P.52

●さわやかサービス

高齢者の方や障害者の方などの日常生活の負担を軽くするため、地域の方々の参加により行う会員制の有償の在宅福祉サービスです。

有償在宅福祉サービス

「さわやかサービス」 →P.67・68・90

品川区社会福祉協議会

さわやかサービス ☎5718-7173

●成年後見制度の利用

高齢者や障害者の方で十分な判断ができない方が地域で安心して生活できるよう、「成年後見制度」の情報提供・相談・申立手続き支援などのサービスを提供します。

品川区社会福祉協議会

品川成年後見センター ☎5718-7174 →P.68・90

介護している家族の方へ

●介護者教室

各地域の在宅サービスセンターで、介護の方法や食事、健康管理などの講習を行います。

各在宅サービスセンター →P.49

高齢者施設の相談一覧

●デイサービスセンター

入浴・食事・機能訓練・クラブ活動など、日帰りの介護（通所介護）を

行います。

このうち、保育園に併設されているものが「ふれあいデイホーム」です。

高齢者福祉課高齢者支援第1～2係

☎5742-6729・30

●老人保健施設

病状が安定し入院治療の必要がなくなったり、身体機能が低下して自宅での生活が困難になった場合に入所して、リハビリテーションを中心に介護や看護を行い、自宅へ戻るお手伝いをする施設です。在宅の方の短期入所、通所リハビリテーションもできます。

高齢者福祉課施設支援係

☎5742-6737

→P.49

●訪問看護ステーション（医師会立、施設併設のもの）

看護師などが家庭を訪問して、医療上の世話や診療の補助などを行います。

福祉計画課介護・医療連携担当

☎5742-9125

→P.49

●特別養護老人ホーム

介護保険で原則要介護度3以上と認定された方で、家庭で介護を受けられない方のための施設です。

高齢者福祉課施設支援係 ☎5742-6737

→P.49

●軽費老人ホーム

60歳以上で、家庭環境や住宅事情など、家庭で生活できない方のための施設です。食事付きと自炊の2種類があります。

※介護保険の施設サービスには含まれません。

高齢者福祉課施設支援係

☎5742-6737

→P.49

●養護老人ホーム

家庭環境などの理由や、経済的理由により家庭で生活できない、65歳以上の方の施設です。

※介護保険の施設サービスには含まれません。

高齢者福祉課施設支援係

☎5742-6737

## ●有料老人ホーム

利用条件は、健康で自立している方から常時介護を要する方までで、施設によって異なります。また、ある程度の収入があることが必要で、費用負担は施設ごとに異なります。

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

☎3272-3781

中央区八重洲2-10-12

国際興業第二ビル3階

## 日常生活でちょっと困ったなと思ったら…

区では、日常生活の中でちょっとした困り事などの不安を解消し、住み慣れたまちで暮らし続けられるようにするため、生活上の相談や見守り、簡易なお手伝いなどを行う拠点を地域センター内に開設しています。お気軽にご相談ください。

対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、  
日中・夜間に高齢者のみになる世帯の方

※ただし、下記の地域センター管内にお住いの方のみ

### ご相談先

品川第一	支え愛・ほっとステーション	☎6433-9133
品川第二	支え愛・ほっとステーション	☎6433-0441
大崎第一	支え愛・ほっとステーション	☎6421-7810
大崎第二	支え愛・ほっとステーション	☎6303-9139
大井第一	支え愛・ほっとステーション	☎6404-6878
大井第二	支え愛・ほっとステーション	☎5728-9093
大井第三	支え愛・ほっとステーション	☎6429-9637
荏原第一	支え愛・ほっとステーション	☎6421-5557
荏原第二	支え愛・ほっとステーション	☎6426-4110
荏原第三	支え愛・ほっとステーション	☎6421-6542
荏原第四	支え愛・ほっとステーション	☎6426-2464
荏原第五	支え愛・ほっとステーション	☎6426-2625
八潮	支え愛・ほっとステーション	☎5755-9828

### 事業に関するお問合せ先

福祉計画課地域包括ケア推進係

☎5742-6914

## 旧軍人恩給等に関すること

旧軍人・軍属、戦没者の遺族の恩給・年金などについては、下記にお問い合わせください。

福祉計画課地域包括ケア推進係

☎5742-6914

都福祉保健局生活福祉部計画課

援護恩給担当 ☎5320-4078 (直)

## 認知症サポーター～地域の応援者～

認知症サポーターとは、なにか特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たずに、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。友人や家族に学んだ知識を伝え、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることもサポーターの活動です。

「認知症サポーター養成講座」で認知症に対する理解を深めましょう。地域への出前講座も行っています。講座についての詳細は区役所高齢者福祉課へお問い合わせください。

高齢者福祉課認知症対策係 ☎5742-6802

## 振り込め詐欺多発中!

○振り込む前に、必ず自分から家族に連絡を取りましょう。

○医療費・年金等をATMで還付することはありません。

○必ず相手を確認し、警察に相談しましょう。

大井警察署 ☎3778-0110 (代)

品川警察署 ☎3450-0110 (代)

大崎警察署 ☎3494-0110 (代)

荏原警察署 ☎3781-0110 (代)

## 地域で見守って孤立死を防ぎましょう。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中で、地域から孤立した状態で高齢者が死亡する事例等が増えています。「ちょっと変だな」と感じたら、高齢者福祉課または在宅介護支援センターへ連絡してください。

昼間でも雨戸が閉まっている、夜になっても明かりがつかない

しばらく姿をみかけない

新聞や郵便物がたまっている など

### お問い合わせ

高齢者福祉課 高齢者支援第1係 (品川・大崎・八潮地区) ☎5742-6729

高齢者支援第2係 (大井・荏原地区) ☎5742-6730

お近くの在宅介護支援センター (→P.48)

※町会・自治会の見守り活動については

福祉計画課地域包括ケア推進係 ☎5742-6914

## 相談

●障害のある方についての  
全般的な相談

障害のある方の暮らしや働くことについての相談に応じています。

また身近な相談者として、地域に身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員がいます。

障害者福祉課障害者相談支援担当  
☎5742-6711

●障害のあるお子さん、または  
発達・発育に支援の必要な  
お子さんについての相談

療育に関する相談を中心に、成長段階に応じて全般的な相談に応じていきます。

障害者福祉課障害者相談支援担当  
☎5742-6711

## ●障害のある方の生活相談

次のような相談に応じています。

- ・生活に関する相談
- ・障害福祉サービスの利用相談

【身体・知的障害の方】

障害者生活支援センター ☎5750-4995  
FAX3782-3830

福栄会障害者相談支援センター  
☎5479-2912  
FAX5479-2938

グロー障害者相談支援センター  
☎6873-5424  
FAX6873-5424

【精神障害の方】

精神障害者地域生活支援センター  
【たいむ】 ☎5719-3381  
FAX5435-0563

## ●聴覚障害者手話通訳者付相談

聴覚障害者の方が、区役所の各窓口で相談や手続きがスムーズに運ぶように手話通訳者を設置しています。

毎週水曜午後と金曜午前に障害者福祉課に、手話通訳者がいます。

障害者福祉課障害者福祉係  
☎5742-6707

FAX3775-2000

## 障害のある方の手帳

## ●身体障害者手帳

手足や目・言語・耳・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸などに障害のある方が、いろいろな制度・援助を利用するために必要な手帳です。障害の程度によって1～6の等級に分かれています。申請等については、ご相談ください。

障害者福祉課障害認定事務係  
☎5742-6710

## ●愛の手帳

東京都が発行する「愛の手帳」は、知的障害者の方がいろいろな制度・援助を利用するために必要な手帳です。障害の程度によって1～4度に分かれています。この手帳は東京都の制度で、国の制度としては「療育手帳」があります。

【18歳以上の方は】  
東京都心身障害者福祉センター  
☎3235-2961

【18歳未満の方は】  
品川児童相談所 ☎3474-5442

## ●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約を持つ方が、いろいろな制度・援助を利用するために必要な手帳です。入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。

障害の程度により1級から3級に分かれています。

手帳の有効期間は、原則として、2年間です。

各保健センター →P.88

## 仕事・社会参加

## ●仕事についての相談

障害のある方の仕事については、

公共職業安定所で相談を行っていますので、ご利用ください。

ハローワーク品川 ☎3433-8609

区内の障害者が、居宅において安心して働き続けられるよう、就労および日常生活に必要な支援を行います。

げんき品川

【相談】

障害者就労支援センター☎5496-2525  
FAX5496-2580

【訓練】

就労移行支援事業 ☎5496-2536

## ●生活指導と作業訓練（区内）

障害のある方が、日中活動の場や住まいの場として利用し、地域での自立を支える施設です。

❖表9-2 →P.56

●心身障害者福祉会館 →P.89

●西大井福祉園 →P.89

●かがやき園 →P.89

●さつき、かもめ園、サンかもめ  
(品川総合福祉センター)→P.90～91

●しいのき学園(福栄会) →P.91

障害者福祉課障害者相談支援担当  
☎5742-6711

## ●職業訓練のための施設（都内）

▽東京障害者職業能力開発校  
☎042-341-1411  
小平市小川西町2-34-1

▽(公財)東京しごと財団障害就業支援課  
☎3202-7285  
新宿区戸山3-17-2

▽東京障害者職業センター  
☎6673-3938  
台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階

▽委託通学の施設：マッサージ・指圧師、はり・きゅう師資格養成  
ヘレン・ケラー学院 ☎3200-0525

## ●日曜サークル

軽度の知的障害がある方の余暇活動・様々な体験・仲間づくりの機会として青年コース(30歳未満)、成人コース(30歳以上)、自主コース(青年コース修了者)があります。

【サークル活動】毎月1回程度(日曜

日)、料理・スポーツ・趣味講座など  
文化観光課生涯学習係  
☎5742-6837

## 暮らし

### ●補装具費の支給、 日常生活用具の給付

身体障害者手帳をお持ちの方・難病患者等の方に必要な補装具費の支給、日常生活用具の給付を行っています。

**補装具**……眼鏡、補聴器、義手、義足、車いす、下肢装具など

**日常生活用具**……ストマ用具、特殊寝台、点字タイプライター、視覚障害者用時計、歩行支援用具など

**住宅設備改善**……中規模改修、屋内移動設備の改善費等

※それぞれ障害の程度、年齢、所得制限などの条件があります。  
※介護保険でのサービスが優先します。

障害者福祉課障害認定事務係  
☎5742-6710

### ●社会生活の援助

次のような援助があります。

- 車いすの短期間の貸し出し
- 自己所有電話料金の一部助成
- 緊急通報システムの設置と使用料の助成
- リフト・寝台付福祉タクシーの運行

障害者福祉課障害者福祉係  
☎5742-6707

- 運転免許の取得経費・自動車改造費の補助
- 補助犬（盲導犬、介助犬など）の紹介

障害者福祉課障害認定事務係  
☎5742-6710

- 手話通訳・要約筆記者の派遣

心身障害者福祉会館 FAX3785-3366

- 福祉タクシー利用券・ガソリン券の給付

(所得制限・障害等級指定あり)

品川区社会福祉協議会  
☎5718-7171

●声の広報をお送りします  
視覚障害のある方に、月3回発行される「広報しながわ」のカセットテー

プ版またはデジ版をお送りしています。

心身障害者福祉会館 ☎3785-3322

### ●図書館の障害者サービス

- 活字を読むことが困難な方へ

①デジ版図書、カセットテープ図書、マルチメディア・デジ版図書、点字図書、さわる絵本、拡大写本等の貸出（来館利用のほか郵送貸出もしています）

②対面朗読  
●肢体不自由・要介護等で来館困難な方へ

図書館資料（一般図書・CDなど）の自宅配本

各図書館 →P.106～107

### ●点字図書館

▽日本点字図書館 ☎3209-0241  
新宿区高田馬場1-23-4

▽東京ヘレン・ケラー協会  
点字図書館 ☎3200-0987  
新宿区大久保3-14-20

▽日本盲人会連合点字図書館  
☎3200-6160  
新宿区西早稲田2-18-2

### ●公共料金などの軽減制度

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方は、都営の電車・バス・地下鉄を無料で利用できる乗車券があります。またJR・民営鉄道・バス、国内線の飛行機の運賃、有料道路の通行料、都・区立施設の入園料・使用料、携帯電話料金、NHK受信料（一部の方）などには軽減制度があります。

障害者福祉課障害者福祉係  
☎5742-6707

## 住まい

### ●都営住宅の優遇措置

障害のある方が同居している世帯の方は、都営住宅への申込の際に、当せん率等で一部優遇があります。

区で募集を行う公的住宅 →P.73

東京都住宅供給公社都営住宅  
募集センター ☎3498-8894

●融資のご相談  
住宅金融支援機構  
☎0120-0860-35

●貸付のご相談  
品川区社会福祉協議会  
☎5718-7171

### ●障害者住宅

身体障害者手帳4級以上のひとり暮らしの障害者の方で、立ち退き要求を受けたり、保安上・保健衛生上劣悪な住宅に住んでいる方に住宅を提供します。

障害者福祉課障害者福祉係  
☎5742-6707

### ●障害者住宅あつ旋

身体障害者手帳4級以上（愛の手帳は3度以上）の障害者を含む世帯で、立ち退きを求められていたり、障害の程度変更等により、住宅に居住困難になっている等の方に対し、住宅のあつ旋を行い、転居一時金を助成します。

障害者福祉課障害者福祉係  
☎5742-6707

## 医療

### ●心身障害者（児）医療費助成

身体障害者手帳1・2級（心臓・腎臓・呼吸器等の内部機能障害は1～3級）、または愛の手帳1・2度の方の保険診療の自己負担金を一部助成します（年齢・所得制限あり）。

障害者福祉課障害者福祉係  
☎5742-6707

### ●自立支援医療（更生医療）費の助成

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、障害の軽減や進行を防ぐために必要な医療費の自己負担分を助成します（所得制限あり）。

障害者福祉課障害認定事務係  
☎5742-6710

### ●自立支援医療（育成医療）費の助成

18歳未満の方が、障害の軽減のための治療（手術等）を必要とするとき、医療費について助成が受けられます（所得に応じて自己負担金があります）。

各保健センター →P.88

### ●自立支援医療（精神通院医療）費の助成

精神障害で通院されている方に、医

療費の一部または全部を助成します。  
各保健センター →P.88

●障害者歯科健康診査

障害のある方へ無料の歯科健診を実施しています。

[対象者] 4月から翌年3月までに20～39歳になる区民で身体障害者手帳・愛の手帳(東京都療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

[実施期間] 通年実施・年1回受診可  
[健診内容] むし歯・歯周病等の健康診査

[受診方法等] 実施歯科医院を紹介しますので次の窓口へご連絡ください。

品川歯科医師会窓口  
☎3492-2535  
FAX3493-5056

荏原歯科医師会窓口  
☎3785-4129  
FAX3783-1948

※障害の程度や身体の状態によっては、実施歯科医院を紹介できない場合や当日、健診を実施できない場合があります。

※受診の際は上記手帳と健康保険証

を持参ください。  
健康課保健衛生係 ☎5742-6745

●歯科診療

障害に配慮された環境で歯科治療が受けられます(予約制)。

東京都立心身障害者  
口腔保健センター ☎3267-6480  
新宿区神楽河岸1-1  
全国療育相談センター  
☎3203-1211 (内線26・27)

手当と共済

●障害のある方の手当と扶養共済

◆表9-1  
障害者福祉課障害者福祉係  
☎5742-6707

在宅支援

●障害者ホームヘルパー

在宅生活で援助を必要とする障害者(児)の方に、ホームヘルパーが家事

援助等を行います。  
障害者福祉課障害者相談支援担当  
☎5742-6711

●ショートステイ(身体・知的障害)

障害のある方の家族が、一時的に家庭内での介護ができなくなったとき、一時的に、障害のある方に施設などで過していただく制度です。利用方法などは、お問い合わせください。

障害者福祉課障害者相談支援担当  
☎5742-6711

●児童発達支援・放課後等デイサービス

発達・発育に支援の必要な児童に対する療育の制度として未就学児は児童発達支援、学齢児は放課後等デイサービスがあります。利用方法などは、お問い合わせください。

障害者福祉課障害者相談支援担当  
☎5742-6711

●重度脳性麻痺者介護事業

1級の身体障害者手帳をお持ちの20歳以上の脳性麻痺者全身性障害

表9-1 障害のある方の手当と扶養共済

(平成30年4月現在)

手当・年金の種類		対象になる方		支給時期・額
都	重度心身障害者手当	●愛の手帳1・2度程度で、著しい精神症状を有する方 ●愛の手帳1・2度と身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している方 ●両上下肢の機能が失われているとともに、座っていることも困難な方 ※施設に入所している方、病院、診療所に3カ月を超えて入院されている方、本人・扶養義務者等の所得が制限基準額を超える方、65歳以上の方は申請できません		申請した月から 月額 60,000円
国	特別障害者手当	20歳以上	●身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で、かつ、重複の障害を有し(これらと同等の疾病、精神障害の方でも該当)、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 ※施設に入所している方、病院、診療所に3カ月を超えて入院されている方、本人・扶養義務者等の所得が制限基準額を超える方には支給されません	申請した翌月から 月額 26,940円
	障害児福祉手当	20歳未満	●身体障害者手帳1級(2級の一部)、愛の手帳1度(2度の一部)程度の常時介護を必要とする児童(これらと同等の疾病、精神障害の児童) ※施設に入所している方、障害年金等を受給している方、本人・扶養義務者等の所得が制限基準額を超える方には支給されません	申請した翌月から 月額 14,650円
	福祉手当(経過措置)	20歳以上	●昭和61年3月末日時点、改正前の福祉手当を受給している方で、①特別障害者手当 ②障害基礎年金③特別障害給付金のいずれも支給されていない方	月額 14,650円 (新たに申請受付はなし)
区	障害者福祉手当	第一種	20歳未満 ※20歳未満の児童は、児童育成手当(障害手当)を子ども家庭支援課で支給します →P.36 ◆表5-2 / 児童に関する手当 ※所得制限があります	—
		第二種	20歳以上	●身体障害者手帳1・2級の方 ●愛の手帳1～3度の方 ●脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 ●指定の難病にかかっている方 ●身体障害者手帳3級の方 ●愛の手帳4度の方 ●戦傷病者手帳の4項症以上の方 ●精神障害のある方(制限があります)
都	心身障害者扶養共済	心身障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた任意加入の制度です。 詳しくは、東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加に推進担当 電話 5320-4147 / FAX 5388-1413 へお問い合わせください。		
国	特別児童扶養手当	20歳未満	→P.36 ◆表5-2 / 特別児童扶養手当参照	

者の方を自立支援給付を利用せずに介護している家族の方に、介護人としての手当を支給します。

**障害者福祉課障害者福祉係**

☎5742-6707

**●障害者移動支援のヘルパー**

屋外での移動が困難な障害者（児）の方に、ヘルパーが外出目的地までの移動の支援を行います。

**障害者福祉課障害者相談支援担当**

☎5742-6711

**●巡回入浴車を派遣します**

身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上で、家庭や公衆浴場での入浴ができない方に巡回入浴車を派遣します。

**障害者福祉課障害者相談支援担当**

☎5742-6711

**●障害者世帯の部屋の大掃除（ハウスクリーニング）をします**

身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上で、大掃除ができないご家庭を対象に実施します。

**障害者福祉課障害者相談支援担当**

☎5742-6711

**●障害者日中一時支援事業（にじのひろば）**

主に特別支援学校の在校生の放課後や休校日等に、障害児の生活の場を提供します。

**品川区社会福祉協議会**

にじのひろば戸越 ☎3787-3757

にじのひろば八潮 ☎5755-9795

**施設**

**●障害のある方の施設**

区内の施設は、❖表9-2

お問い合わせは次のとおり。

▽身体障害と知的障害の方の施設は  
**障害者福祉課障害者相談支援担当**  
☎5742-6711

▽精神障害の方の施設は  
**品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」**  
☎5719-3381  
➔P.91

▽障害があり就労を希望する方と、障害のある方を雇用している、または、雇用を検討されている事業主の方は  
**障害者就労支援センター「げんき品川」**  
☎5496-2525  
➔P.91

▽障害のある方やその家族の地域生活を援助するため、保健や福祉のサービスの受け方や自立、社会参加などに関する相談のある方は  
**障害者生活支援センター（心身障害者福祉会館）** ☎5750-4995  
➔P.89  
**障害者相談支援センター（社会福祉法人福栄会）** ☎5479-2912  
➔P.91  
**障害者相談支援センター（社会福祉法人グロー）** ☎6873-5424  
➔P.91  
**発達障害者支援施設「ぶらーす」**  
☎5793-7095  
➔P.89

▽心身障害児の方の施設は  
**東京都品川児童相談所** ☎3474-5442  
**品川児童学園子ども発達相談室**  
☎3790-5563

**●品川ボランティアセンター**

ボランティア活動をしたい方と求めている方の、相談や調整をしています。  
**品川区社会福祉協議会**  
**品川ボランティアセンター** ☎5718-7172  
➔P.90

**●品川成年後見センター**

高齢者や障害者の方々が地域で安心して生活できるよう、「成年後見制度」の情報提供・相談、申立手続き支援などのサービスを提供します。  
**品川区社会福祉協議会**  
**品川成年後見センター** ☎5718-7174  
➔P.90

表9-2 障害のある方の施設

施設名・所在地	内容
区立心身障害者福祉会館 ➔P.89	障害のある方たちの社会参加を図るために地域に開かれた拠点施設です。作業訓練、生活訓練、相談などのほか、ボランティア育成、集会室の提供なども行っています。
品川区重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」 ➔P.89	18歳以上の在宅の重症心身障害者を対象とした区直営の通所事業所です。看護師や理学療法士等の専門支援員を配置しています。
区立西大井福祉園 ➔P.89	企業等に就職することが困難な障害者の方が通う施設です。身辺自立を中心に日常生活習慣を身につけ、創作活動・簡単な作業をします。
区立かがやき園 ➔P.89	障害者の生活を援助し、必要な支援を行うための入所施設です。短期入所も実施しています。
区立品川児童学園 ➔P.89	発達・育児に支援が必要なお子さまとその家族に対して、発達の専門相談および0歳から就学前までの知的障害児を中心とした療育を行っています。
区立品川児童学園分室「戸越ルーム」 ➔P.89	発達・育児に支援が必要なお子さまとその家族に対して、発達の相談および3～10歳までの発達障害児を対象とした療育を行う児童発達支援・放課後等デイサービス（コンパス）を行っています。
発達障害者支援施設「ぶらーす」 ➔P.89	発達障害者の特性に配慮した就労支援や相談事業を行っています。
品川総合福祉センター ➔P.90～91	福祉工場 しながわ 知的障害者のための就労の場 公園清掃、建物清掃の受託、パンの製造・販売
	さつき/かもめ園/サンかもめ 職業訓練、生活訓練、作業訓練、生活介護の施設 短期入所も併設
福栄会 ➔P.91	しいのき学園（南品川むつみ園を含む） 職業訓練、生活訓練、作業訓練の施設
知的障害者グループホーム 「北品川つばさの家」北品川3-7-21 ☎5461-8822 「西大井つばさの家」西大井5-7-24 ☎3777-1478 「上大崎つばさの家」上大崎1-20-12 ☎5793-7140	知的障害のある方が住まいや食事を共にしながら、地域社会で自立した生活をするための施設です。
・ふれあい作業所西大井 西大井4-9-9 ☎3775-4585 ・ふれあい作業所西品川 西品川1-28-3 ☎3787-5750	知的障害のある方が区立公園の清掃作業等の仕事をととして社会参加をするための支援をする施設です。
・かもめ第一工房 北品川3-7-21 ☎3458-4307 ・かもめ第二工房 西大井1-8-7 ☎6429-8401 ・かもめ第三工房 西五反田2-24-2 ☎5435-1808	精神障害者の社会復帰のための作業訓練の場。他にグループホームもあります。

# 10 生活にお困りの方へ

## 生活にお困りの方へ

### ●生活にお困りの方の相談

仕事や健康などの問題で生活にお困りのときはご相談ください。解決に向けた支援を行います。

品川区暮らし・しごと応援センター  
☎5742-9117

### ●生活保護

事故や病気などで働けなくなったり、生活費に困ったときのために「生活保護」の制度があります。「生活保護」を受けるにはいくつかの条件がありますので、来庁の上でご相談ください。

また、病気などで来庁できない方は、電話でご相談ください。

生活福祉課相談係 ☎5742-6714

### ●高額療養費の貸付け

高額な医療費の支払いに困っている方に、その資金を無利子、無保証人でお貸しします。

**[貸付け条件]** ①品川区の国民健康保険に加入していて品川区内に引き続き3カ月以上居住していること②前年分の所得金額が500万円以下であること

**[貸付額]** 支払った医療費のうち高額療養費分の9割をお貸しします。

**[返済方法]** 高額療養費を貸付金の返済にあてて、清算します。

貸付けから清算までおおむね6カ月かかります。詳しくはお問い合わせください。

生活福祉課保護事務係 ☎5742-6713

### ●住居確保給付金の支給 (65歳未満の方)

離職などにより住宅を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。収入、資産等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

品川区暮らし・しごと応援センター  
☎5742-9117

### ●各種資金をお貸しします

下記の資金の貸付は、対象世帯、貸付上限額、条件、利子、返済期間が対象資金、状況によって異なります。

詳しくは、必ず電話でご相談ください。

❖表10-1 ❖表10-2 ❖表10-3  
❖表10-4 →P.58

品川区社会福祉協議会

☎5718-7171

表10-1 生活福祉資金

(平成30年4月現在)

貸付内容	対象世帯
●福祉資金 ①出産・葬祭費 ②転宅費 ③障害者用自動車購入費 ④住宅改修費 ⑤福祉用具等購入費 ⑥療養費 ⑦介護費 ⑧災害援護費 ⑨中国残留邦人等国民年金追納費 ⑩就職支度費 ⑪生業費 ⑫技能習得費 ⑬その他日常生活上一時的に必要な経費 ⑭緊急小口	●低所得世帯 ●身体障害者・知的障害者・精神障害者のいる世帯 ●介護を要する高齢者のいる世帯 ●失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活再建のために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯
●教育支援資金 ①教育支援費 ②就学支度費	
●総合支援資金 ①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費	
●不動産担保型生活資金 ①不動産担保型生活資金 ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金	

表10-2 臨時特例つなぎ資金

(平成30年4月現在)

資金種類	貸付対象世帯	貸付の要件	貸付額	返済	利子
臨時特例つなぎ資金	住居喪失の離職者	公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されており、かつ当該給付等までの生活に困窮している方 本人名義の金融機関の口座を有している方	100,000円まで	10カ月	無利子

表10-3 小口生活資金貸付

(平成30年4月現在)

資金種類	資格	内容	貸付額	返済
小口生活資金	●区内に3カ月以上居住 ●所得が一定基準以下である低所得世帯(生活保護世帯を除く)で、他からの融資を受けることが困難であるもの ●現在この資金を借りていない	●医療費などの支払いで臨時の生活費が必要とき ●給与などの盗難、紛失で生活費が必要とき ●年金などの支給日までの生活費が必要とき ●火災等被災によって生活費が必要とき等	1世帯 20,000円まで	一括返済または 毎月均等 10カ月以内

表10-4 生活復興支援資金

貸付内容	東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための資金です。 ●一時生活支援費 ●生活再建費 ●住宅補修費
対象世帯	●東日本大震災により被災した世帯 ●震災前まで生計を維持していた低所得世帯または、震災により低所得世帯になった世帯 ●東京都内の住居を有するか、または今後当面の間、東京都内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯

## ひとり親家庭

### ●ひとり親家庭の相談

母子・父子家庭などひとり親家庭の生活全般にわたる問題について相談に応じています。

**子ども家庭支援課ひとり親相談担当**  
☎5742-6589

### ●ひとり親家庭一時介護事業

親や中学生以下の児童の一時的な病気等のため、日常生活にお困りのとき、介護人が援助します。

**子ども家庭支援課ひとり親相談担当**  
☎5742-6589

### ●東京都母子及び父子福祉資金

20歳未満の子どもを扶養している母子家庭または父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要最小限の資金を貸し付けます。

**子ども家庭支援課ひとり親相談担当**  
☎5742-6589

### ●母子生活支援施設

母子家庭で、生活上の問題のため、児童の養育が十分にできない方が、母子ともに一定期間入所して、自立促進のための生活支援を受ける施設です。

**子ども家庭支援課ひとり親相談担当**  
☎5742-6589

### ●都営住宅の優遇措置

都営住宅募集のとき、ひとり親家庭の方は当せん率等で一部優遇がある住宅に申し込みできます。

**区で募集を行う公的住宅** →P.73

### 東京都住宅供給公社都営住宅

**募集センター** ☎3498-8894

### ●医療費の助成

次のいずれかに該当する場合に、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。ただし、住民税課税世帯は一部負担金があります（所得制限があります）。

#### [対象]

- 「ひとり親家庭」の父とその児童
- 「ひとり親家庭」の母とその児童
- 「父母のいない」児童とその養育者
- 父または母に重度の障害がある場合の児童と障害のない父または母

#### [児童の年齢]

- 18歳に達した年度末まで（中程度以上の障害のある場合20歳未満）

### 子ども家庭支援課医療助成係

☎5742-9174

### ●ひとり親家庭休養ホームをご利用ください

ひとり親家庭のレクリエーションや休養のために、無料または低額で利用できるよう、施設を指定しています。申込後、「利用クーポン」をお渡しします。

#### [利用方法]

- 宿泊施設……利用する方が施設に直接予約をした後、利用日の1週間前までに子ども家庭支援課窓口でお申し込みください。
- 日帰り施設……子ども家庭支援課の窓口でお申し込みください。

#### [利用の限度]

- 宿泊施設1泊、日帰り施設1回
- ただし、宿泊施設を利用しない場合は日帰り施設を2回利用できます。

### 子ども家庭支援課家庭支援係

☎5742-6589

### ●ひとり親家庭の自立支援を行います

区内に住む母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんへ経済面での自立に向けた相談を受付けています。

- 自立支援教育訓練給付金（要事前相談）

教育訓練講座の受講を希望される方に、受講修了までに支払った費用の60%相当額（12,001円以上20万円以下）を助成します。

対象者や対象講座の条件があります。

- 高等職業訓練促進給付金（要事前相談）

以下の資格を取得するため養成機関、学校へ通われている方に、受講期間の生活費等を助成します。

対象者の条件があります。

#### [対象資格]

- ・看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・製菓衛生士・社会福祉士・調理師

### 子ども家庭支援課ひとり親相談担当

☎5742-6589

### ストレスチェックサービス (こころの体温計)

最近、こころの疲れや不調を感じていませんか？ 日々の生活で無理が続くと、こころのバランスが崩れやすくなります。「こころの体温計」は、気軽にいつでも、どこでも、ストレスやアルコール依存度、落ち込み度をチェックできるシステムです。ぜひ、こころのケアにお役立てください。

- パソコンや携帯電話を利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。

パソコンURL : <https://fishbowlindex.jp/shinagawa/demo/index.pl>

携帯電話QRコード：



スマートフォンアプリのQRコード：



☎5742-9152（保健予防課）

## 生涯学習

### 学習振興

#### ◎主な講座の紹介

区民の皆さんの学びの場として、しながわ（地域）に関する講座や区内大学・高専と連携した講座などを実施しています。詳しい内容については、「しながわ学びの杜」パンフレットや「広報しながわ」などでお知らせします。

❖表11-1

#### ◎教室・講座の案内

学習・スポーツの情報をお届けするため各種教室や講座などの年間事業案内や施設ガイドを発行し、区のホームページでもお知らせしています。また、学習相談・団体相談を行っています。

●「品川の文化・スポーツ・生涯学習まるごとガイド」（無料）は文化観光課、文化センターなどで配付しています。

文化観光課文化振興係 ☎5742-6836  
各文化センター →P.111～113

#### ◎社会教育関係団体の登録

文化芸術・スポーツ・生涯学習活動を行っている団体の育成・支援のため、登録制度を設けています。

登録すると、文化センター等の使用料の減額や優先予約の申し込みが

できます。

施設予約をインターネットで行う場合は、パスワード登録が必要です。

※随時受付

[有効期間]2年

文化観光課文化振興係 ☎5742-6835

各文化センター →P.111～113

#### ◎グループ活動の支援

グループやサークルの活動を支援するため、区民プロデュース型講座・講演会、自主グループ講師派遣制度、生涯学習ボランティア保険への加入（少年少女団体の育成者が対象）などを行っています。

文化観光課文化振興係 ☎5742-6836

#### ◎学習活動・文化芸術活動の発表の場

区民の皆さんの学習活動や文化芸術活動の発表・交流の機会として、品川区民芸術祭などを行っています。また、各文化センターでは、利用者団体協議会との共催により毎年、センターまつりを行っています。

文化観光課文化振興係 ☎5742-6836

各文化センター →P.111～113

#### ◎学習活動の施設

学習や地域の生涯学習活動のための施設として、次のような施設がありますので、ご利用ください。

各文化センター →P.111～113

メイプルセンター →P.110

## スポーツ振興

#### ◎主なスポーツ教室

❖表11-2

詳しくは各体育館にお問い合わせください。

各体育館 →P.115～116

#### ◎スポーツ大会など

❖表11-3 →P.60

詳しくは下記にお問い合わせください。

品川区スポーツ協会 ☎3449-4400

スポーツ推進課地域スポーツ推進係 ☎5742-6838

スポーツ推進課少年少女スポーツ担当 ☎5742-6943

#### ◎スポーツ活動の支援

地域スポーツの普及・推進のため、スポーツ推進委員が、グループ活動の援助、スポーツの助言・指導などを行います。

スポーツ推進課地域スポーツ推進係 ☎5742-6838

#### ◎スポーツ施設

区民の体育、スポーツおよびレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に役立てていただくための施設です。

スポーツ施設 →P.115～118

#### ◎キャンプ用テントの貸し出し

テント（4・6人用）を貸し出しています。

品川区スポーツ協会 ☎3449-4400

表11-1 主な講座の紹介

しながわ学びの杜（しながわ学、しながわ塾、地域講座、パートナーシップ講座、人権啓発・社会同和教育講座など） ●問い合わせ 文化観光課 生涯学習係 ☎5742-6837
区民プロデュース型講座・講演会 ●問い合わせ 文化観光課 文化振興係 ☎5742-6836
歴史関係の講座 ●問い合わせ 品川歴史館 ☎3777-4060

表11-2 主なスポーツ教室

名称	内容	場所
スポーツ教室	シルバーピンポン、テニス、体操など	総合体育館 戸越体育館
水泳教室	各種水泳教室	日野学園温水プール 戸越台中学校温水プール 荏原文化センター 八潮学園温水プール 品川学園温水プール 豊葉の杜学園温水プール
武道教室	少年少女の空手道、柔道、剣道 大人の空手道	総合体育館 戸越体育館

表11-3 スポーツ大会など

事業名	内容	対象	時期・会場
区民スポーツ大会	各種競技 品川区スポーツ協会 ☎3449-4400	一般区民	春季・夏季 秋季・冬季 総合体育館ほか
少年少女スポーツ大会	区長杯・教育長杯等の少年野球大会および少年少女サッカー大会、小学生バレーボール大会 スポーツ推進課少年少女スポーツ担当 ☎5742-6943	小・中学生	4~3月 しながわ区民公園 戸越体育館ほか
スポーツ推進委員会杯スポーツ大会	パパ・ママバレーボール、ソフタバレーボール スポーツ推進課地域スポーツ推進係 ☎5742-6838	区内在住・在勤者	11月 総合体育館ほか

●お近くの学校施設でもスポーツができます

スポ・レフ推進委員会や地域スポーツクラブでは学校施設の利用調整をはじめ、気軽に楽しめるスポーツ事業を企画・運営しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

**スポーツ推進課地域スポーツ推進係**  
☎5742-6838

●歴史・文化財

区では指定文化財として、仏像などの有形文化財、民俗芸能などの無形民俗文化財、史跡、天然記念物など、143件を指定しています（平成30年3月末現在）。

これらの文化財の所在地や坂などには標識を立て紹介しています。

また、文化財調査をもとにした文化財の紹介や史跡めぐりなどの図書の発行、文化財に親しんでいただくための文化財めぐり、文化財一般公開などを行っています。詳しくは「広報しながわ」でお知らせします。

[文化財紹介図書の発行など]

- しながわの史跡めぐり (700円)
- 品川の地名 (1,000円)
- 品川の古道 (1,000円)
- 品川用水 (300円)
- 品川の仏像 (2,000円)
- しながわの昔ばなし (1,000円)
- 品川拍子の伝承とあゆみ (1,000円)
- 品川神社の太々神楽 (1,000円)
- 品川の大山信仰 (1,000円)

- しながわの絵馬 (1,000円)
  - 品川の教育 (1,000円)
- 庶務課文化財係** ☎5742-6839

●品川歴史館と大森貝塚遺跡庭園 [品川歴史館]

大森貝塚と品川宿を中心に、品川の歴史について、わかりやすく展示しています。また、特別展・企画展・講演会・歴史講座の開催、品川の歴史資料などの収集保存と伝統的文化活動を推進するための施設です。

特別展図録・紀要・絵はがきなど各種グッズも販売しています。

**品川歴史館** →P.108

[大森貝塚遺跡庭園]

品川区が国際交流の一環として、大森貝塚ゆかりのモース博士の生地、米国メイン州ポートランド市と姉妹都市提携を結んだことを記念して大森貝塚の地につくられました。

**公園課公園維持担当** ☎5742-6789

●O美術館・品川区民ギャラリー

美術作品の発表・鑑賞の場として利用できる美術館です。

**O美術館** →P.108

**品川区民ギャラリー** →P.110

(公財)品川文化振興事業団

メイプルセンター、O美術館、品川区民ギャラリーを運営し、カルチャー講座の開設、区民の美術活動の発表や鑑賞機会の場を提供しています。

また、文化・コミュニティ活動の拠点となる、総合区民会館（きゅりあん）、荏原平塚総合区民会館（スクエア荏原）を管理運営するとともに、文化・芸術活動の発展、振興を担っています。

☎5479-4112（きゅりあん内）

(公財)品川区スポーツ協会

軟式野球、バレーボール等29のスポーツレクリエーション団体が構成され、スポーツ教室や各種大会の企画・運営、区立体育館の運営など、スポーツ等をする機会を提供しています。

詳しくは、事務局まで  
**品川区スポーツ協会事務局**  
(総合体育館内) ☎3449-4400

水と緑の市町村との交流

●山北町・早川町との交流事業

▽山北町の施設とふれあい交流事業一ひだまりの里（交流活動拠点）一

景観の優れた河内川沿いの神縄地区にあり、豊かな自然の中で、四季折々のオートキャンプライフを楽しめます。

[開設期間] 4月～11月（12月～3月は、金・土・日曜、祝日とその前日）

[主な施設] オートキャンプ場（14区画）テニスコート（4面）、調理室、温水シャワー、水洗トイレ、管理事務所、貸し農園

[利用料金] オートキャンプ場=2,000円～4,000円（区民）

[貸し出し用品] ファミリーテントなどキャンプ用品（有料）

[交流事業]

●文化団体の出演派遣

●宿泊協定施設 →P.121

▽早川町とのふるさと交流事業

ふるさと体験事業：農作業体験・山歩きなどを家族で体験し、都会では日ごろ体験できない自然の素晴らしさに、触れていただきます。

## [交流事業]

- 田植え体験
- 白鳳みそ作り体験
- 川遊び体験
- 稲刈り体験
- そば打ち体験
- メイプルシロップ作り体験
- 温泉巡りとシシ鍋料理を楽しむ会
- 宿泊協定施設 →P.121

参加募集は「広報しながわ」でお知らせします。

地域活動課市町村交流担当 ☎5742-6856

### 水と緑の市町村との交流

#### —— 山北町と早川町の紹介

品川区は、山北町(神奈川県)・早川町(山梨県)と交流協定を結び、活発な交流を続けています。

#### ▽山北町(神奈川県)

人口 10,484人

(平成30年4月1日現在)

面積 224.61km<sup>2</sup>

「水と緑のふれあい交流協定」を昭和63年に締結。平成8年には、オートキャンプ等が楽しめる交流活動拠点「ひだまりの里」を開設しました。また、丹沢湖花火大会や洒水の滝祭りには、大井権現太鼓保存会、八潮太鼓之会を派遣して、文化交流を行っています。

#### ▽早川町(山梨県)

人口 1,076人

(平成30年4月1日現在)

面積 369.96km<sup>2</sup>

「ふるさと交流協定」を平成2年に締結。南アルプスの麓に位置し、3,000m級の白根三山を擁し、武田信玄、徳川家康の隠し湯といわれた甲州西山温泉など古くからの名湯が点在しています。また、「山菜まつり」に青稜中学校・高等学校吹奏楽部を派遣しています。

## 国際交流

### ◎外国都市との交流

#### [姉妹都市・友好都市紹介]

##### ▽ポートランド市(アメリカ合衆国)

人口 約67,000人

面積 55.19km<sup>2</sup>

姉妹都市として1984年スタート。ポートランド市は、メイン州最大の都市で、経済・文化の中心地。歴史的な街並み、美しい海岸線、高い評価を受ける飲食店などにより知られ、特に夏は観光客で賑わう避暑地として有名。

##### ▽ジュネーブ市(スイス連邦)

人口 約202,000人

面積 15.93km<sup>2</sup>

友好都市として1991年にスタート。ジュネーブ市はレマン湖の西端に位置し、国際連合欧州本部をはじめ数々の国際機関を有するスイスを代表する国際都市。

##### ▽オークランド市(ニュージーランド)

人口 約1,615,000人

面積 4,894km<sup>2</sup>

友好都市として1993年スタート。オークランド市は国全体の約3割の人が暮らすニュージーランド最大の都市。ヨーロッパ、アジア、南太平洋、マオリの文化的多様性で知られる。別名「シティ・オブ・セイルズ(帆の街)」とも呼ばれ、港に帆船の並ぶ様は壮観。

地域活動課国際担当 ☎5742-6691

### ◎区内にお住まいの外国人の方へ

- 品川区のホームページでは、英語・中国語・ハングルで、区の情報を見ることができます。
- 4カ国語(英語・中国語・ハングル・日本語)の生活情報誌の発行
- 品川区地区の発行(英語・日本語)
- 外国人生活相談(英語・中国語)

#### 相談窓口 →P.6

- 多言語による行政窓口案内の冊子・パンフレットなどが閲覧できます。(区政資料コーナー)
- 催し物などをお知らせする英字広報紙「City News SHINAGAWA」の発行(年11回)
- インターエフエム局(89.7Mhz)の「Shinagawa Info.」にて月～金まで、区のお知らせを多言語(日本語と中国語、韓国語、タガログ語、英語の日替わり)で放送しています。

広報広聴課 ☎3771-2000

### [地域の中での交流]

地域住民と外国人との交流事業の開催や、区民まつりや防災訓練などの地域行事に外国人の参加を呼びかける等、地域における国際化の体制づくりを進めています。

地域活動課国際担当 ☎5742-6691

### (公財)品川区国際友好協会

姉妹・友好都市と青少年ホームステイをはじめ、文化・教育・スポーツなど各分野で多様な都市間交流を進めるとともに、日本語教室などの事業を行っています。

→P.109

(公財)品川区国際友好協会(品川区役所第三庁舎4階) ☎5742-6517